

令和7年第3回せたな町議会定例会 第1号

令和7年9月18日（木曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 議席の指定について
- 4 産業教育常任委員会委員の補充選任について
- 5 諸般の報告
- 6 行政報告
- 7 一般質問
- 8 議案第 1号 令和7年度せたな町一般会計補正予算（第4号）
- 9 議案第 2号 令和7年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第 3号 令和7年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第 4号 令和7年度せたな町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 12 議案第 5号 令和7年度せたな町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 13 議案第 6号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 14 議案第 7号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 15 議案第 8号 北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 16 同意第 1号 せたな町教育委員会委員の任命について
- 17 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 18 報告第 1号 令和6年度健全化判断比率の報告について
- 19 報告第 2号 令和6年度公営企業資金不足比率の報告について
- 20 認定第1号から認定第9号を一括上程

〔令和6年度各会計決算に関する提案説明〕

〔決算審査特別委員会設置・正副委員長互選〕

○出席議員（12名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 石原 広務 君 | 2番 棚田 道廣 君 |
| 3番 藤谷 容子 君 | 4番 福嶋 豊 君 |
| 5番 横山 一康 君 | 6番 本多 浩 君 |
| 7番 橋本 一夫 君 | 8番 熊野 主税 君 |
| 9番 吉田 実 君 | 10番 大湯 圓郷 君 |
| 11番 菅原 義幸 君 | 12番 平澤 等 君 |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋 貞光	君
教育委員会教育長	小板橋 司	君
農業委員会会長	原田 喜博	君
選挙管理委員会委員長	大坪 観誠	君
代表監査委員	残間 正	君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木 正則	君
総務課長	高橋 純	君
まちづくり推進課長	阪井 世紀	君
財政課長	佐藤 英美	君
税務課長	佐々木 正人	君
町民課長	濱口 善秋	君
福祉課長	中川 譲	君
健康推進課長	河原 泰平	君
農林水産課長	吉田 有哉	君
建設水道課長	平田 大輔	君
会計管理者	杉村 彰	君
国保病院事務局長	手塚 清人	君
総務課長補佐	尾野 裕也	君
まちづくり推進課長補佐	奥村 大樹	君
財政課長補佐	中山 康春	君
税務課長補佐	内長解	君
町民課長補佐	黒澤 美知子	君
福祉課長補佐	長谷京	君
福祉課長補佐	栗野一	君
福祉課長補佐	水野万寿夫	君
地域包括支援センター所長	今川勇	吾君
健康推進課長補佐	古守亜	珠君
こども家庭センター副所長	垣本利子	君
農林水産課長補佐	伊藤哲史	君
建設水道課長補佐	鈴木涼平	君
まちづくり推進課主幹	稻船洋志	君

税務課主幹	小林	朱央	君
町民課主幹	三浦	三枝	君
地域包括支援センター副所長	三大久	保麻	君
農林水産課主幹	齊藤	真	君
農林水産課主幹	撫養	伯	君
建設水道課長主幹	川上	和佳	君
建設水道課長主幹	吉田	一	君
建設水道課長主幹	大野	秀	君
建設水道課長主幹	岡島	讓	君
建設水道課長主幹	村井	貴	君
出納室主幹	竹内	亜希	君
総務係長	竹栗	佑	君
地域生活係長	内城	惇	君
広報統計係長	西田	幸	君
商工労働観光係長	山西	英	君
財政係長	高森	直	君
環境衛生係長	高原	田	宰
障がい福祉係長	平田	慎太郎	君
健康推進係長	干場	美沙	君
子ども子育て支援係長	清水	美千子	君
下水道係長	小川	寛雄	君

《瀬棚支所》

支所長	濱登	幸恵	君
養護老人ホーム三杉荘所長	西田	良子	君
次長	山本	亨	君
福祉係長	稻船	奈穂子	君

《大成支所》

支所長	浜高	正明	君
次長	高橋	真一	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	古畑	英規	君
次長	齊藤	哲章	君
次長	尾野	真也	君
主幹	藤谷	希志	君
給食センター学校給食係長	伏見	尚志	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局長 小林和仁君
次長 松林功君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記長 高橋純君
書記次長 尾野裕也君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局長 上野朋広君
次長 松原孝樹君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局長 上野朋広君
次長 松原孝樹君
主任 事神野翔亞君

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（平澤 等君） 皆さんおはようございます。

ただ今の出席議員12名で定足数に達しておりますので令和7年第3回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（平澤 等君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（平澤 等君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において3番、藤谷容子議員、4番、福嶋豊議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（平澤 等君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日から9月24日までの7日間といたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から9月24日までの7日間に決定いたしました。

◎日程第3 議席の指定

○議長（平澤 等君） 日程第3、議席の指定を行います。

このたび当選されました橋本議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により7番席に指定いたします。

この際、橋本議員から発言を求められておりますのでこれを許します。

橋本議員。

○7番（橋本一夫君） 北檜山区共和の橋本一夫です。このたびの補欠選挙において当選の栄誉をいただきました。町民の負託に応えられるよう努力しますので、よろしくお願いします。

以上です。

◎日程第4 産業教育常任委員会委員の補充選任

○議長（平澤 等君） 日程第4、産業教育常任委員会委員の補充選任を行います。

委員会条例第7条第4項の規定により産業教育常任委員会委員に橋本議員を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よってただいま指名したとおり産業教育常任委員会委員に選任することに決定いたしました。なお令和5年第2回定例会及び令和7年第1回定例会の議決に基づき医療体制・新病院建設調査特別委員会委員、人口ビジョン・デジタル田園都市国家構想総合戦略調査特別委員会委員、議会改革特別委員会委員に選任されますので告知いたします。

◎日程第5 諸般の報告

○議長（平澤 等君） 日程第5、諸般の報告についてはお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第6 行政報告

○議長（平澤 等君） 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がございますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは4点行政報告をさせていただきます。

せたな町立国保病院及び瀬棚、大成両診療所の診療体制についてご報告いたします。

現在、病院事業における常勤医師は3名体制となっておりますが、大島先生につきましては6月11日から病気療養中となっております。大島先生の復職の目途につきましては、療養の経過を見ての判断となることから現在のところ未定となっており、1日も早い回復を願っているところでございます。常勤医師が実質2名体制となっていることを受け、医師の負担軽減を図るために出張医師のご協力を得て、勤務日を増やすなど診療への影響を最小限に留められるよう対応をしております。出張医師については、森元院長、井内先生など過去に常勤医師として勤務いただいた先生を中心とし、通常の勤務に加えて追加で応援を受けておりますが、更に平成22年度まで国保病院で勤務いただいた水嶋琢二先生にも窮状をお伝えしたところ10月から診療所を中心に外来診療の一部についてご協力いただけたこととなりました。また常勤医師の負担軽減については、入院や外来診療に加え高齢者施設への回診や在宅患者に対する訪問診療、各種会議への出席など業務が多岐にわたっていることから患者数も踏まえたなかで、当面の間、診療所の受付時間を短縮する対応をしているところであります。

町民の皆様のご理解をお願いするものでございます。

次に8月19日及び9月13日に発生した大雨による被害状況について報告いたします。

はじめに8月19日の被害状況ですが、当日のせたな町の雨量は、せたな町観測、これは観測

場所せたな消防署大成支署の観測でございますが 64.5ミリ、1時間あたりの最大雨量は午前9時ごろで30ミリとなっており、午前9時56分から午後4時11分までは洪水警報が発令されました。被害状況についてはお手元の資料になりますが、⑤の土木被害については、道路被害が路盤流出や側溝閉塞など8箇所で400万円の被害額、⑧の衛生被害では、水源池の土砂閉塞が3箇所で60万円の被害額となり被害総額は460万円となったものであります。

次に9月13日の被害状況でありますが、当日のせたな町の雨量は、せたな町観測、これも観測場所せたな消防署大成支署での観測でありますが 77.5ミリ、1時間あたりの最大雨量は午後9時ごろで14.5ミリとなっており、13日午後7時54分から14日午前5時8分までは洪水警報が発令されました。被害状況についてはお手元の資料になりますが、⑤の土木被害については、河川被害が河岸決壊1箇所で100万円の被害額、道路被害が路肩決壊1箇所で200万円の被害額となり被害総額は300万円となるものでございます。

次に3の工事発注状況報告について、それから4の町長、副町長の動向報告について、これらにつきましてはお手元に配付しているとおりでございます。お目通しをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） これで行政報告を終わります。

◎日程第7 一般質問

○議長（平澤 等君） 日程第7、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されていますとおり、質問答弁は簡明簡潔にするようにお願いいたします。

それでは通告順に順次発言を許します。

5番、横山一康議員。

○5番（横山一康君） それでは町長と教育長に、再生可能エネルギー事業と地域振興の取り組みについてお伺いしたいと思います。

せたな町では町の合併前から豊富に存在する風資源を利用した風力発電を中心に再生可能エネルギー発電事業が行われています。令和3年には各産業団体の代表、町民の公募、大学教授などの有識者等を構成員とする町の再生可能エネルギー協議会が設置されました。その成果として町の再生可能エネルギー資源を効率的に活用し、脱炭素化に寄与する目的でせたな町地域エネルギー・ビジョンや地域の自然、社会条件などを踏まえた計画的な再生可能エネルギーの導入を目指すゾーニングマップが令和5年に策定されました。本年7月には檜山沖洋上風力発電事業が再エネ海域利用法の促進区域に指定され今後は事業者の公募、選定、環境アセスメント、建設作業と運転開始に向け数年のうちに事業が本格化していくことが予想されます。この事業は建設土木業、コンクリート、電気工事、運送、宿泊、飲食など地域経済への波及効果も期待できます。一方、環境に与える影響を考慮しながら事業実施を進めていく必要があるとも考えています。このような点から早期に町としての体制を強化する必要があると私は考えております。せたな町エネルギー・ビジョンではせたな町が抱える少子高齢化などの課題を再生可能エネルギー資源の利用で解決

するため様々な視点から地域振興を進める基本方針が定められています。この基本方針を実行できるよう町の体制を整え、再生可能エネルギー事業を地域振興のエンジンの一つとすることが重要だと考えます。以下3点について町長のご所見をお伺いいたします。併せてこれから再生可能エネルギー事業の発展のためには環境教育、人材育成も重要だと考えていますが、これまでの町の取り組みとこれからの展望を教育長にお伺いいたします。

町長への質問、①檜山沖洋上風力発電事業の概要とこれから流れについてお伺いいたします。

② 再生可能エネルギー事業が地域経済に与える効果についてお伺いいたします。

③ 再生可能エネルギー事業の取り組み推進のため、町の体制をどのように整備していくのか伺います。

以上よろしくお願ひいたします。

○議長（平澤 等君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは横山議員のご質問にお答えします。

1点目の檜山沖洋上風力発電事業の概要ですが、令和5年5月に檜山沖を含む北海道5海域を有望な区域と整理され、同年12月に国、道、関係自治体等を構成員とする法定協議会を設置いたしまして、令和7年3月開催の第4回法定協議会で促進区域指定について意見をとりまとめております。とりまとめられた内容としては、主に留意事項と檜山沖の将来像のほか、促進区域の範囲や漁業影響調査、地域振興策及び固定資産税の考え方と多岐にわたる事項となっております。地域振興策及び固定資産税の考え方としては、決定した事業者から支出される出捐金につきましては漁業振興に8割、地域振興に2割の配分とし、固定資産税の課税は各共同漁業権の区画に設置された風車基数による配分としております。これら法定協議会等の協議を経て本年7月30日に檜山沖洋上風力発電事業は再エネ海域利用法の促進区域に指定され、今後は事業者公募に係る公募占用指針案の策定、事業者の公募、審査、選定を経て環境アセスメント、それから建設工事、運転開始へと進んでいく見通しです。

2点目の地域経済に与える効果についてですが、ご質問にもありましたとおり建設期間中における土木、コンクリート、電気工事、運送、宿泊、飲食といった多様な産業分野の需要を喚起し、短期的には地元の雇用機会の拡充が期待されます。また長期的には発電設備の運用、保守いわゆるO&M、オペレーション&メンテナンスなどによる継続的な需要創出につながるものと考えております。特に洋上風力事業においては、瀬棚港がO&Mの基地港となった場合には、企業進出による人口増加や地元雇用など大きな効果が期待されます。北海道においては今後、洋上風力発電施設の工事に地元企業が下請けとして参入するためのマッチング会の実施や地域サプライチェーンの取り組みも進めることとなっております。

3点目の町の体制についてですが、令和4年4月1からまちづくり推進課内に再生可能エネルギー推進室を設置し、目標とする2050年のカーボンニュートラルに向けた取り組みを進めています。また北海道におきましては、本年4月1日より経済部内に新たにGX推進局を設置するとともに、檜山振興局では7月16日から産業振興部商工労働観光課内にGX産業推進室を設置し、洋上風力発電事業などGX産業における地元企業の参入促進や関連産業の集積を目指す取

り組みを推進しております。せたな町としましては、今後の海上風力発電事業などの状況に応じながら適切なタイミングで専門部署の構築を検討するものと考えておりますことでご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 小板橋教育長。

○教育長（小板橋司君） ご質問にお答えいたします。

これまでの小中学校における再生可能エネルギー事業への取り組みにつきましては、学習指導要領における環境教育としてエネルギー、資源、環境に関する課題を探究的に学ぶ学習に取り組んでおります。取り組みの内容としましては、風力発電施設の見学や再生可能エネルギーについての学習、せたな町で推進しているゼロカーボンの取組についての学習など、町内におけるエネルギー資源の現状、課題、解決策を探究する授業を各学校で展開しております。これから取り組みとしましては、昨年度も全ての小中学校で取り組んでおりますが、教育行政執行方針でも申し上げたとおり環境教育の充実を図るため身近な自然環境や地域の特色を生かしたふるさと教育、地域人材の活用や事業所、関係団体等での体験活動を通して探究的な見方、考え方を育む教育活動の推進、また町内にある風力発電施設を積極的に活用した学習の場を提供してまいります。

○議長（平澤 等君） 横山議員。

○5番（横山一康君） それでは再質問をさせていただきます。教育長のほうから教育関係について、これ資料いただいております。過去3年間の再エネ関係の授業、海上風力発電所の見学ですとか、風力発電所の見学、あと大学の先生を招いた中での授業も実際行われていて随分充実してゐるんじゃないかなというふうに考えておりますので、これ今おっしゃったとおりこれからもなお一層プラスアップしながら進めていっていただきたいなというふうなことで要望しておきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは町長に再質問させていただきたいと思います。まず①なんですが、今後の流れということでいろいろお話をありました。今後、この法定協議会のとりまとめの内容で地域振興の出捐金、地域振興のためのお金が事業者から配分される割当で漁業者に8割、地域振興のために2割というふうな今お答えがありました。このように決まったというようなことであります。これ非常に漁業関係の人には喜ばしいことだと思いますし、私たち依存してゐる財源が多い我が町としてもこの2割の地域振興のお金というのは大きいお金になると思いますので、ぜひこれはしっかりとこのお金がどんどん増えるような形で今度町で考えていくっていただきたいと思います。それで公募、今促進区域に7月に指定されたということで通常でいけば公募の作業に当然なってくると思うんですが、これ公募いつ頃になる目処があるのか、そのことについてまず1点お伺いしておきたいと思います。いつ頃から公募作業が始まるのかということをお聞きしておきたいと思います。

再質問の2点目なんですが、いろいろあるんですが、私この再エネ事業というのは地域振興に、先ほど②のところで町長にお答えしていただきましたけど、短期的には一時的な雇用が創出される。長期的には風力発電所を運用するために人が増える可能性がある。特に瀬棚港がO&Mといって、これはオペレーションアンドマネジメントっていうんすか。修理とか、そういうようなメ

ンテナンスするための港として採択されると人口もそのための雇用も増えるんじやないかというようなことで誠にこれが実現すれば喜ばしいことだと思います。地元の会社も参入できるようにしたいというふうにおっしゃってましたが、これ今、地元の業者どういう状況と町長は認識しているのか、現状の認識少しお伺いしておきたいなと思います。というのは今どの業界も我が町は人手不足、後継者不足、このことがどこの業界も同じように言われております。特に建設だとか、メンテナンスとなると、建設土木関係の会社の方々の出番になってくると思うんですが、もう今、地元の人だけではなくて外国人の方も入ってきてもらって雇用を満たしているというような状況、当然今継続している町の事業、民間の事業ありますのでそちらの事業も継続していっていかなきやいけない。そういう中で新たにこのような大きなプロジェクトが始まってそっちにも人数が割かれていくとなると、本当にこの大きなプロジェクトが来るというのは喜ばしいことなんですが、地元で果たしてきちんと対応できるのかどうなのか、このようなことをしっかりと私現状把握をしていくっていうことが大切だと思うんですが、その辺り町長どのように認識しておるのかお聞きしておきたいと思います。もう1点、小売業とか宿泊業、このような業種の方も当然、人が来れば食べ物ですか、宿泊の場所を提供しなきやいけない。こういう方々も今、特に瀬棚区ではもう事業継続をやめたというお店も数件あります。このような状況、後継者いなくてやめてるっていうようなこういう状況もある中で本当に対応できるのかというところをどういうふうな認識をしているのかということお聞きしておきたいと思います。もう1点です。本当にこれいろんなこのような大きな事業ですのでたくさんの付随した仕事が出てくると思うんですけど、こういう仕事、我が町ではどういう仕事ができて、どういう仕事ができないのか、今あるせたな町の事業者の中で、どういうことができてどのようなことができないのかこういうような課題の整理というのも併せて早急にやっておかなければいけないというふうに私は考えておりますので、このあたり町長どのようにお考えになっているのかお答えいただきたいと思います。公募作業がいつ頃始まるのかということを1点目。もう1点目が、現状把握、町長どのようにこの町内事業者の状況をどういどのように現状把握しているのか。あとどのような仕事を我が町では受けて、どのような仕事ができないのか、このような課題の整理をどのようにお考えしているのかというこの3点、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えをいたします。4点ほどのご質問だったというふうに思いますが、公募はいつ頃から始まるのかということでございますが、現在のところまだそういう時期についての国からのお話はございません。通常でありますと新年度、令和8年度での業者の選考、決定ということになろうかと思いますが、ただ道筋が現在のところ見えておりません。次に地元業者の現状でどのような現状を鑑み、どのような関わりができるかというような質問だと思います。これは事業者が決定以後また改めて法定協議会の中で議論する部分も出てくるかというふうに思います。まだ業者選定が終わっていない中でなかなか想定の中での答弁するというのは難しい部分がございます。そういう業者が選定されるという見通しのもとしっかりとこれらについては対応していかなければならぬというふうに思っておりますが、地元の業者が現状ど

ういったお手伝いができるか、あるいは、そういった余裕があるのかということも課題の一つにはなると思います。その辺も十分見極めながら対応してまいりたいというふうに考えております。それから商業等の対応ということもございました。これもせたな沖も含めた檜山沖の風力発電所の設置、それから当然前浜での工事、さらには完成後の点検、保守を行ったことが考えられるところでございますが、秋田県沖の風車の撤退という事態が今回ございました。事前の準備ということになりますと当然ある程度の投資等も出てまいりますので、この辺はそういったこともございますから慎重に進めていかなければならぬというふうに思っております。現在の檜山振興局に推進室がございますが、これらとさらには北海道と十分連携をしながら必要な対応をとっていくということになるというふうに思います。それから具体的な支援の内容、これらにつきましても、これはいろいろ多岐にわたる部分ということになります。この水産振興、あるいは地域振興にも関係してくるわけでございますので、町としては農林水産課あるいは建設課、まちづくり様々な課が関係してくるものと思います。その都度しっかりと各課横断的に連携を進めましてしっかりと対応していくということになろうかと思います。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 横山議員。

○5番（横山一康君） それでは再々質問させていただきたいと思います。今、町長、秋田沖洋上風力の大手商社の撤退のお話されました。そのようなことが急に今、出てきたもので促進区域に檜山沖が指定された後にこのような撤退ということで、ちょっと私たちとすると出鼻をくじかれた形になってしまったなというふうに私も感じておりますし、多分関係する皆さんもそのようなことは感じてらっしゃるのかというふうに思います。ただそれはそれとしながらも私はこの今日のお題として、洋上風力だけにかかわらず再生可能エネルギー事業というふうな題で今一般質問させていただいております。町もこれ令和5年に策定した地域エネルギービジョンこのような立派な冊子があります。これも風力に特化したものではないんです。太陽光もそうですし、バイオマスそのようなものも含めた中でのビジョンになっておりますので、あまりこれは今大手商社が秋田沖で撤退したというふうなことはあって少し出鼻をくじかれてつらい気持ちはあるんですが、そこに左右されず町は町としてやはり再生可能エネルギーをしっかりと取り入れてまちづくりをしていく。そしてやっぱりこの大きな目的っていうのは、ゼロカーボンに資するというような目的がありますので、ゼロカーボンの目標達成のためには、これ何も風力だけに限らなくていいと思いますのでしっかりとやっていくことが必要だと思います。町長現状把握のところあんまりお答えにならなかつたと思うんです今再質問の中で、まず私は今、町内事業者がどのような状況にあるのか、本当にこのようなプロジェクトが来たときにそれを受注できる体制にあるのかどうなのかということをしっかりと調査しておくということがまず必要なんではないかと思うんです。せたな町の現状、事業者の現状をしっかりと把握した上で何ができる何ができないのかということをはっきりと今町の中でおく、そういう準備をしておく、これ洋上風力はこようがこまいがそのようなこと関係ないと思うんです。しっかりと準備するということが大切だと思うんです。一つ町長、最後のほうのご答弁で農林水産課、建設課、まちづくり推進課など横断的に対応してい

く、このようなこともおっしゃってました。私これ③の今日の質問の中で町の体制強化ということを町長にご質問しております。この体制強化というのが私は今望まれているんではないかなと思います。町長最初にしっかりと令和4年からまちづくり推進課の中に再生可能エネルギー推進室を作ったという、これは私は非常にいい働きだと思いますし、先進的な取り組みだなと思います。管内調べてみてもこのような独立した室、組織っていうのはないんです。せたな町がいち早くこのようなものをもう3年も前に取り入れてやっていることがありますので、こういう取組をさらに強化しないとなかなかついていけないと思うんです。これまだ何度も繰り返しになるんですが、公募の時期が未定だというふうなことではありますけど、もし公募されたらにわかに忙しくなると思います。いろいろな関係者があるんです。もし海、O&Mメンテナンス港にするっていうんであれば、港湾関係もあります。建設業界との関係もあります。漁業者との関係もあります。そのようなものを関係調整するのを横断的にやると言いましたが、なかなかこれ簡単なことではないんです。そうなるとやはり独立した組織というものの設置が非常に望まれる司令塔となる組織が望まれると思いますので、そういうことをいち早く取り組んでいたんであれば、それをさらに強化してこの動きをしっかりとつかまえるというような動きを町としてやっていくべきだというふうに私は思うんですが、ここのところについて町長どういうふうにお考えになるのか、再々質問でお伺いして私の質問を終えたいと思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず2点ほどありました。事業者の準備というのも考えるべきではないかということと、町として専門部署も含めて対応を強化すべきという話だったと思います。事業者の関係ですが、現状やはり地域のこうした工事の需要に合った事業者の対応といいますか、こうした中でそれを進めるための会社のこの形というものになっていると思います。風力発電事業が具体的に前に進んでくるということになりますと、それはこうした中でどういった部分でこの協力ができるかということは考えていかなければならないというふうに思いますが、現状この事業者がまだ決定していないということからすると具体的なこういった内容の詰めというものは今のところできない状況となっております。したがいましてこういったことをいち早く情報を寄せるということが求められるものと思っております。そういうことでしっかりと対応してまいりたいと。それからこの専門部署につきましては、横山議員言われましたように、せたな町は管内に先駆けて推進室を設置をして今取り組んできているところでございます。これも体制の強化ということになりますが、しかし現状それほどの作業量には至ってないということから、現状の再エネ推進室で対応可能と見ております。これはこれから公募はされるということ。それからその後、事業者の決定ということになります。事業者の決定ということになりますと、その事業者といろいろ詳細にわたって詰めることになります。その中で町がどういった支援が必要なのか、あるいは地元事業者がどういった作業を請け負うのかという詳細の詰めがなされることに順番としてはなるわけでありますから、こうした段階で具体的な動きが出てくるということになります。町としても、こういった状況を見極めながら必要な体制を構築してまいりたいと考えているところでございます。まだ残念ながらそのような状況には至ってないということでしっかりと今後の動

きを注視してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（平澤 等君） 以上で5番、横山一康議員の質問を終わります。

続いて3番、藤谷容子議員。

○3番（藤谷容子君） 平和教育について教育長にお尋ねします。毎年8月6日の広島平和記念式典で子ども代表が平和の誓いを行っています。原子爆弾の悲劇、被爆者の声が風化しつつある現状、そして世界でも続く戦争について次世代へ被爆の事実を語り継ぎ二度と同じ過ちを繰り返さないことの重要性、多様性を認め思いやりの心で話し合うことが平和につながるというメッセージ、平和の実現に貢献していく決意が子供の言葉で語られました。これは大人も考えさせられる内容です。このことは平和教育の成果であり、より一層平和教育の必要性を強く感じます。平和教育は地域によって違いがあります。道内では被爆地に生徒を派遣し報告会を行っている町があります。隣の八雲町では5人、七飯町では8名の中学生を広島や長崎に派遣しています。函館市やむかわ町、安平町などでも教育委員会主催で取り組んでいます。また厚沢部町では修学旅行で長崎を訪れています。もちろんこれは取り組み例の一部です。そこでせたな町の平和教育についてお尋ねします。

1、現在行っている平和教育の取り組み例にはどのようなことがありますか。

2、八雲町や七飯町のように中学生の代表を被爆地に派遣する平和学習事業を教育委員会として行ってはいかがでしょうか、答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（平澤 等君） 小板橋教育長。

○教育長（小板橋司君） ご質問にお答えいたします。

①の現在行っている平和教育の取り組み例について、主なものでは中学校で3年生が社会科の授業において、祖父母や曾祖父母に戦時中の生活体験を聴き取り、後日、全校生徒で体育館に集まり数グループに分かれて1、2年生に向けてそのことを発表するというようなことを行っております。そのほか学校では社会科や国語科の教科書に掲載された戦争や被爆に関する資料や文学作品等の学習を基に戦争や平和について主体的に調べたり、意見を交流したりする学習を行い平和についての自分の考えや理解を深めてもらうというような学習を行っております。

②の被爆地への派遣事業につきましては教育委員会としては現状考えておりません。まずは各学校において現状の平和教育を一層充実させたいと考えております。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 中学校で身近な人に戦争体験を聞き1年生に向けて発表するという取り組みは大変すばらしいと思います。しかし戦後80年がたち体験を語られる人が少なくなっています。今年、瀬棚中学校では民間団体の広島スタディツアーパーに参加した生徒がいて報告をするという話を聞きました。発達段階にある生徒にとって実際に現場に行きその状況を肌で感じることは、またそれを発表しそれを聞くということは大きな学習効果があると思います。また小学生では折り鶴を折っているという話を聞きました。小学生が折っている折り鶴を中学生が被爆地に持っていくということも意味があることだと思います。未来の平和を担う次世代の生徒に平和について深く考えてもらう機会としてぜひ教育委員会で具体的な検討をしていただけたらと思います

がいかがでしょうか。

○議長（平澤 等君） 小板橋教育長。

○教育長（小板橋司君） その派遣事業の件ですけども、現状スケジュール的にやるとなったら多分夏休みなんですけども、今現状では、せたな町におきましては愛知県豊山町との交流事業があります。その兼ね合いもあるかと思います。また議員がおっしゃられた八雲町につきまして資料いただきましてみたけども100万円を超える事業費になります。教育委員会として新規事業でそのような事業をやるとした場合に数人の派遣事業になるかと思います。ただ教育委員会としましては100何十万の数人の、効果は本当にいろいろあると思いますけども、ほかの教育費で保護者負担なってるものがあります。教育委員会としましては、そちらのほうの保護者負担軽減、多くの人が恩恵といいますか、受けれるような保護者負担軽減に回していくことをまずは優先したいなと思っております。先ほど言いましたけども、今やってる授業、先ほど言いましたおばあちゃん、おじいちゃんに聞いた話を教えると、これ本当にすごいいい授業だと思います。ここであったこと、身近な人に聞いてそれを伝えるというのは本当にいい授業だと思いますので、そういうのをさらなる充実を図って平和教育やっていきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） スケジュール的、予算的にいろいろ難しいという話はわかりましたけれども、非核平和のまち宣言をしているせたな町として今後また教育委員会だけに限らずいろいろなところで検討していただきたいと思います。答弁要りません。

○議長（平澤 等君） 以上で藤谷容子議員の一般質問を終わります。

続いて1番、石原広務議員。

○1番（石原広務君） それでは一般質問させていただきます。1問目、道南ブロック教育長研修会について、令和7年度道南ブロック教育長研修会開催地として、小板橋教育長及びコーディネーターの立場から管内に配付された文書について強い指摘と苦情の声が寄せられました。これは全文です。道南ブロック教育長研修会出席教育長様、令和7年8月8日、現地コーディネーターせたな町教育委員会教育長小板橋司。令和7年度道南ブロック教育長研修会の開催地のご案内について、立秋の候、暦の上では秋となりましたが厳しい暑さが以前と残っております。このたび令和7年度道南ブロック教育長研修会の開催地となりました檜山管内のせたな町でございます。既に研修会等のご案内はされているところですが、参考までに開催町である当町の観光パンフ等も送らせていただきます。お盆明けでもありますので体調を整えてご出席いただきますようお待ちしております。道中、当地域もご多分に漏れずパンダや鹿等に歓迎されますのでお計をつけてお越しください。担当小板橋司。このパンダという表現に、おまえの町は一体どうなっているんだ。との批判する声をいただいた、聞いた町民からコピーを手渡しされました。小板橋教育長の意図と認識を伺います。町長には総体的な見解を求めます。

○議長（平澤 等君） 小板橋教育長。

○教育長（小板橋司君） ご質問にお答えいたします。

パンダと記載したことへのご批判だと受け止めておりますが、意図と認識につきましては、パ

ンとはパンダカラーのパトカーのことを表現したものでございます。パンダは昔からパトカーの愛称として呼ばれているものと認識しており、ご批判をいただく表現だと考えておりませんでした。

○議長（平澤 等君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） ご質問にお答えいたします。

文書の表現については、先ほど教育長が答弁されたとおりの対応と考えます。総体的な見解ですが、道南ブロック教育長研修会に出席される各町の教育長宛に送付した文書を町民が持っているということは教育委員会内部からの文書の流出ということになろうかと思います。文書管理の不適切な取り扱いであると感じております。当町におきましても同様の事案が発生しないよう取り扱いについて職員へ徹底してまいりたいと考えております。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） まさかの答弁です。町長確かにこういった公文書が出回ることは私が一般質問した時点で、議会事務局の中でもそういった観点から疑問が生じました。確かにそうです。今そこですか町長、そういったおっしゃることは十分認識してますけど、批判が出たその原因がこのパンダという表現だったわけです。そこはもう町長には再答弁求めません。教育長、パトカーを表現したもの、要は取締りをしている可能性があるというふうに私は捉えたんですが、そういった観点から道中、当地域も多分に漏れず、パンダや鹿等に歓迎されますのでお気をつけてお越しください。この鹿は何ですか、事故が確かに国道で車と小鹿が接して車両火災、私も実際に目撃しましたし、勇気のある町民が消火器を取りに行って命がけでかけてる場面も私は遭遇したことがあります。町長はこういった文書が出回ることは遺憾だというような旨の発言をされましたかが、実際にこれが悲観となって私の手元に、おそらく事務局サイドでこれ画像を要は転送していただいたのを、こういったものに移し替えたのではないかっていう見解だったんです。なるほどなと思いました。実際の原文をコピーしたものではないというふうに私も認識したんです。もうそれははっきり言ってどうでもいいことなんです私にしてみれば。こういった文書が公文書として道南ブロック教育長研修会出席教育長様、こういった名称で出回ったわけです。それに対してパンダという表現に、もしかしたら1人か2人かもしれません。でもそれによっておまえの町は、これ指摘をしてきた町民の言葉に対して私は勝手ながらですが、せたな町議会も含めたおまえの町だというふうに解釈しました。私この一般質問通告しないで預かったものを持って個人的に伺おうかなというふうにも正直言うと迷ったんです。というのは先月のお盆明け、大雨が降って町外から通勤される先生方が乙部まで戻ったんです。帰宅される途中で土砂崩れにあってせたなに戻ってきたんです。それで立ち話してた場面に出くわしたので、これ宿泊する場所ってどうなのかなっていうふうに個人的に頭にめぐったことをもってこの議会の場で教育長と局長に勝手に相談させていただいたんです。こういった場合は空いてる教員住宅使えないもんなんですかと。そしたら2人はすぐ内部で協議して対応しますと。即刻なんです。既にその日に対応していただいたんです。教育現場のほうに事実を確認して、それなりの言葉が伝わって、その返答を私は即日に伺うことができました。私はそれをもって、せたな町の教育行政は対応も迅速ですし、

様々な観点からいろいろ考えていただけますということをもってせたな町の教育委員会、これ勝手に自慢しようと思ってたんです。うちの町はこういう教育やってますよ、先生方安心して町外からでも通ってくださいというふうに発信しようと思ってたんです。その矢先なんです。いかがですか。小板橋教育長の下での教育委員会はこちらから見ていて、これは勝手な私の見解です。コミュニケーションもとれていて、いろいろ仕事上大変ながらもそれなりに子供たち含めて教育現場に係る先生方、父兄の方々に対応していただいているというふうな評価をする気持ちがあつたんです。この一般質問をすると判断した理由に、間違いなく全面的にせたな町の教育行政をいわゆるお名前とおりあるじゃないですか、司る立場からきちんと反省の弁を述べてくれるだらうなというふうに思って今日この場に立っています。改めていかがですか。確かに小板橋教育長は、パンダという表現は先ほどパトカーということで表したものだということですが、一部の方にはその意図が通じず、逆におまえの町はどうなってるんだという批判の声も出たわけです。ですからそこに対してはいかがですか。私から強制するものではありませんが、何かしら意図が通じなかつた部分も含めて教育長としてのこの場、議会での再答弁を求めることがあります。いかがですか。

○議長（平澤 等君） 小板橋教育長。

○教育長（小板橋司君） まず1番最初のほうにありました鹿についてですけども、今回の道南ブロックの教育長研修会、渡島、檜山、胆振、日高の4ブロックの4教育局管内の研修会でした。ですから胆振、日高から来られた方につきましては、例えば日進とか、国縫に鹿のぼりありますので、あそく本当に鹿出ますし実際に事故が起きてるのを聞いてますので、それを気をつけてくださいということで鹿は書いてます。私としましては、研修案内の公的な通知文書ではなく事務連絡的な文書ですので、スピードの出し過ぎによる交通違反、鹿の飛び出しありますから事故に気をつけて安全運転でお越しくださいというのを、和やかな表現で記載したところでございます。あとこの研修会の2日目、2日日程だったんですけども、最後にピリカの旧石器文化館で閉めたんですけども、そのとき檜山の代表として最後の締めの挨拶ありますと、そこではパンダの件につきましても、鹿等の飛び出し、それとパンダカラーの車両に注意してお帰りくださいということで触れております。最後まで、そこに出席された教育長に関しては理解していただけたと思います。前の日に帰った方、あと2日目の研修出られないで帰った教育長には、このあとそういうことだったんですよと、2日目の最後の挨拶にしたことを説明したいというふうに考えております。教育長へ送った文書です。それがどのように町民の方へ渡ったかわかりませんけども、以降、気をつけたいと思います。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） このパンダ、鹿等についての表現、パトカーなどが取締りをしている可能性がありますと、鹿等にも車両と事故った事例もありますと、これパンダや鹿等に歓迎されるってなってるんです。確かに小板橋教育長の人柄というか、コミュニケーションをとれてるだらうなというのは推察するんです。その場では何も周りからなかったと、指摘がなかったと。それも事実だとは思います。私もこういった文書がどういうふうに出回ったかつかめ切れません。掴もうと思いません。でもせたな町教育委員会教育長小板橋司、こういう名前で、それがどうい

うふうに伝わったのか、それが実際にこういうふうに手元に入ったのか。私はそういうことはないと思うんです。これ以上この場でやりとりしても小板橋教育長の見解は変わらないとは思いますが、私はこういったことが参加していた方、その場にいた方から例えば先ほどおっしゃったように、白と黒のパトカーを表現した言葉を持って挨拶に含めて表現したんでしょうけど、その場で参加していた方から指摘がなかった、じゃその場にいなかった方々に改めて説明をしますというような趣旨でご答弁されましたけど、そういうことではないんじゃないですか。いや首をかしげることまで再々答弁は推測されますが、この一般質問の再々質問の中で教育長、10月2日以降、新しく町長が変わるわけです。今まで以上に教育行政につく立場で連携を持って私としては緊張感を持ちながら、せたな町の教育行政に今後も携わっていただきたいと思いますけど、最後に率直に、あるいは端的で結構です見解を求めて質問を終わります。

○議長（平澤 等君） 小板橋教育長。

○教育長（小板橋司君） 2回目の答弁と重なるかもしれませんけども、本当に道南4ブロックの教育長が集まる研修会、年1回です。4ブロック全部で30ぐらいなんですかね町村。その中で当番町になったということで正直私も張り切ってました。道南の教育長を迎えて研修会だということでかなり張り切ってやったところです。来るにあたってのやっぱりせっかく来てもらうのに、そこで事故なりにあったらやっぱり半減しますので、楽しく研修会を有意義なものになるためにも、やっぱり全員そろって研修をやっていただきたいと。やれるようにということで表現は、これは石原議員もおっしゃるとおり、自分なりの小板橋節というか小板橋流の歓迎の言葉になりましたけども、それが教育長には理解してもらったことだと思いますけども、多分他町だと思うんですけども、例えば町民等々には理解いただけなかったというのは残念ですけども、以降表現には注意していきたいと思います。また10月2日以降の話につきましては、それはまたちょっとまた別の話になると思いますので自分もそこにいるかどうかわからせんし、その辺については遠慮させていただきます。

○議長（平澤 等君） 以上で石原広務議員の1問目の質問を終わります。

ただいまより11時20分までトイレ休憩といたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。1番、石原広務議員の2問目の一般質問を許します。

石原議員。

○1番（石原広務君） それでは町民生活に直結する対応について、町が速やかに行政として対応すべきことは多岐にわたります。今回は次の2点について町長の考え方を伺います。

①町営住宅の照明が不都合を起こし、役場に相談を持ちかけても予算がないので修繕ができないと伝わっている事例があります。入居者の利便性や治安などを考えるとすぐに対応すべきと

考えますがいかがですか。

②各地域に設置されているゴミステーションの中にはかなり老朽化しているものもあります。修繕や作り直す必要な場合の町の対応を伺います。

○議長（平澤 等君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは石原議員の2問目の質問にお答えをいたします。

まず1点目の町営住宅の維持管理に関する質問についてですが、日頃より快適な住環境を確保するため迅速な修繕対応を実施しているところであります。住宅の不具合について入居者から相談や情報提供があれば現場状況を確認し適宜対処しており、共用部の照明については不具合があれば防犯上の観点からも優先的に対応することとしております。質問の内容を担当課にお聞きいたしましたが、最近このような相談はないということでございました。今後もこれまで同様、入居者の安全、安心を最優先として適切な維持管理に努めてまいりたいということでご理解いただきたいと思います。

2点目の質問にお答えいたします。ごみステーションの修繕や作り直す必要がある場合の町の対応についてですが、北檜山区及び瀬棚区については、ごみステーションの設置主体が町内会単位あるいは班単位となっており、修繕や作り直す費用についても町民が負担しているという状況でございます。一方大成区については、設置主体が町であり町の予算で部材を用意し修繕が必要なステーションを管理している地域に部材を引き渡し、地域で修繕を行っていると聞かせていただきました。これまでも対応については協議された経過がございますが、地域の特殊事情などもあり現状では3区統一した取り扱いとなっていないことから引き続き協議をしながら3区統一した取り扱いになるように努めてまいりたいと考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） まず1点目の照明についてなんですが、実際に昨年から入ってこの7月、8月ですか、その方の要は住宅です。訪れたんです。そしたら階段真っ暗だったんです。そこでいろいろこう聞いたら、暗いから電気切れてると思って要望したら予算がないからできないんだっていうことだったんです実際に。建設課長とは詳細いろいろお話をさせていただきましたこの後。ですから確かに町長の答弁のとおり、今までどおりは適宜、適切にということが基本としてなっていますが、実際にそういった事例が起きていてるんです。町長、課長のほうで対応していただいたと私は情報として伝えていただきました。この際ですから、まだほかのこういった不具合、要は照明などが点いていない。そういうところがある可能性もあるので町内会長を通じるのか、支所がそれぞれ見回るのか。迅速に町民の入居者の生活に不具合が生じないような形で対応していただきたいと思います。それと2点に今回限定したんですけど、合わせて町営住宅の周りで、先ほど一般質問の中で取り上げた熊が住宅のすぐそこに現れて、要は動画はつきりは写ってなかっただんですけど。ですから照明にかかわらず住環境整備、周りの草刈り等も含めてぜひ今後対応望みたいと思います。ごみステーションに関しては確かにそうなんです。合併する前それぞれ3町対応が違っていたんです。今、合併して20年経つと、経つ以前から町内会も作れて

いない地域もあるわけです。町内会自体も今合併しなければという声もそれぞれが出ている状況です。特に大成区は高齢化が進み、そういった町内会活動にも支障が出てるというのが実態です。その中でなかなか町内会として町が用意していた要は修繕にかかる部材というか機材というか、すぐには確かに対応していただいてるんです。ただそういうマンパワーというか、それも追いつかない状況には、これ現実あるんです。ましてや海岸線、確かに北檜山区、瀬棚区も浜風は当たるのは同じかもしれませんけど、錆びてるんだよなあ、穴開いているんだよなという声も実際にあるので、基本的な対応は対応として町内会に改めて周知すると。あるいは町内会のない地域にも何かあつたらご相談を受けるということをもって再度周知をし直していただきたいと思いますけど、いかがですか。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 町営住宅の関係でございますが、もちろん不具合がございましたら町が気の付かない部分については相談をいただければ即対応するということにしておりますので、そういうことをお知らせをしていただきたいと思います。この相談をいただければ即対応と、ものによっては注文してからの時間、部材が届くまでの時間というものは必要なことになろうかと思いますが、その点はご容赦いただきたいと思いますが、いずれにしましても対応をしっかりとしまっておられるという状況にございます。また公営住宅の環境の整備ということにつきましても、これは鋭意取り組んでいるところでございます。なかなか作業員の時間そういうものの増もありまして要望に瞬時に対応できているかというとそれは必ずしもそうでないということだろうというふうに思いますが、そういう面につきましてもしっかりと対応してまいりたいというふうに思っております。

それからごみステーションの関係ですが、合併して20年たちますが、残念ながらこういった統一した取扱いになっていないということにつきましてはお詫びを申し上げたいというふうに思います。いずれにしましても同じ町の町民が同じようなサービスを受けられる。公平で不公平のないように公平な取扱いとなるように徹底してまいりたいということでございます。住民周知をしていただきたいという議員のご指摘もございました。早速、調整をしながら住民周知をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 結局は本庁舎に建設課があってそれぞれ担当が支所に在籍してるわけですが、何かこう連携もとれていないわけではないんですが、支所は支所として言葉の行き違いがあったのではというふうに私も思ったんです。要は町長おっしゃるとおり生活に直結した、だって階段上がるのに暗くて何も見えないんです。その方は自分で照明を用意して、小さな本当に薄暗い灯りだったんですけど、足元照らすような措置はしていたんです。ただ高齢の方が例え、あそこは若い方が2階に住むというふうになってはいるんですが、何かこう階段などでがをする場合もこれは想定されるわけです。ですからさっき言つていただいたように、相談があれば適宜、適切に対応するということがきちんと住民に伝わって、役場と職員と言葉の行き違いがないような形で、ぜひせたな町役場として対応できるような周知の仕方を検討いただきたいと思いま

す。

まず20年経ってごみステーションのことを例に挙げて町長おっしゃっていただきました。確かに統一はなっていないと。平等にやるという旨の発言がありましたけど、逆に言えば、それが負担になりうる可能性もあるのかと私は先ほど思いついたんですが、そういったもろもろも含めて町としてできる限り町民生活に直結した細かなところへのご配慮、寄り添った対応をしていただきたいと思いますけど。最後に端的にお答えいただいて質問を終わります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず公営住宅の関係でございますが、建設水道課長にお伺いしましたら、この住民の方は電気屋さんに相談したということのようでした。電気屋さんがそういった雰囲気の対応をされたということではなかったかというふうに思います。これは町にしっかりお話をしにただければ、これはこれまで同様対応するということにしているところでございます。

それから不公平な対応につきましては、これはもちろん公平性の観点からも統一をしていかなければならぬというふうに強く思っております。いずれにしましても町民自ら行う行動、それから町がしっかり対応する行動と、それは分けていかなければならないというふうに思っているところでございます。まちづくりの基本は町民は町民としての責任を果たす、町は町としての責任を果たすというそういうところから始まつていくものというふうに考えておりますので、これはしっかり対応させていただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 以上で1番、石原広務議員の一般質問を終わります。

続いて10番、大湯圓郷議員の1問目の質問を許します。

大湯議員。

○10番（大湯圓郷君） 1つ目の質問でございます。せたな町内における土地の買収についてということでございます。今、新聞やテレビ報道で俱知安町、ニセコ町などで羊蹄山山麓で大幅に外国人に買われていろいろな問題が発生しております。これは私たちのせたな町3区にも、もしもこういうことがあつたら困るなと思って今この質問させていただきます。ということは3区にそれぞれ山、川があります。その水源地などはそういう外国人だと、せたな町以外、お話しのしにくいような方々が手に入れてどうだこうだというふうになつたら大変なので、我が町のこの水源地を役場で把握してはどうかということをお尋ねしたいと思ってこの質問をいたしております。

終わります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは大湯議員のご質問にお答えいたします。

大規模な土地の買収の有無についてですが、国土利用計画法によりまして一定面積以上の土地の所有権等の譲渡などがあった場合には、せたな町を通じて北海道知事へ届出が必要となっております。一定面積とは都市計画区域で5,000平方メートル、それ以外の区域では1万平方メートル以上の取引が対象となっております。また届出を受理した際には、該当する土地が都市計画区域、農業振興地域、森林地域などの各計画区域に該当しているかを確認して、意見を付して

知事へ送付しております。令和6年度の届出実績ですが、個人や国内事業者によるものが12件ございます。全件について適正かつ合理的な土地利用を図る上で支障等はなしとして意見なしで北海道知事へ送付しております。それ以降においても同様でございます。このほかの一定面積以下の取引については国土利用計画法による届出の必要はありませんので把握しておりません。しかし外国企業による大規模買収や開発などの申請、届出というものはございませんということをご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 以上で、大湯圓郷議員の1問目の質問を終わります。

続いて2問目の質問を許します。

大湯議員。

○議長（平澤 等君） 大湯議員。

○10番（大湯圓郷君） 2つ目の質問に入ります。空き家の有効利用についてでございます。せたな町の大成区、瀬棚区にある利用することができる空家などを短期間や一時的に貸し借りでき有効利用できるような事業を創設してはいかがでしょうか。具体例としては、所有者と利用希望者との取り決めにより利用料や契約などを行っていただき、町は利用に向けた事業の情報発信や空家の内観、利用希望者と空家所有者との間に介入しコーディネーターを担うような仕組みを考えいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（平澤 等君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 大湯議員の2つ目の質問にお答えいたします。

空家の有効利用につきましては町では空家バンク制度を実施し、売買、賃貸など所有者の希望する形で空き家情報の公開、相談窓口の設置などを行い空家の持ち主と利用希望者のマッチング促進を実施しております。ただご質問の内容にあるような利用希望者と空家所有者との間への介入につきましては宅地建物取引業法など多数の法律に關係する不動産仲介業務となりまして免許業者の業務となるわけでございます。したがいましてこうしたことの町での介入はできませんということをご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 大湯議員。

○10番（大湯圓郷君） ただいま町長の答弁では、そういう建物の貸し借りをするには免許が必要るとかっていう話がありました。確かにそうかもしれません。しかし瀬棚区、大成区にはそれぞれ夏の時期にとっても景色のいい海岸線がございます。その中でそういう海辺の空家を家族で泊まれるような方法ってないのかなって考えたときに、こういうような話を町側にお尋ねしていることでございます。お試し暮らしへ、これはそういうふうなことでうちの貸し借りの仕事をすることにおいては役場側でしていることありますから、それは法に違反することでないんですかどうなんですか。そういうことになりますと、この海岸線には特にいい家、立派な家が空いてるんです。何とかそれを利用して夏休み家族で来て泊まつていただける、利用していただけるという方法ができればいいなと思ってます。そしたら隣近所にまたお友達ができ、あるいは食物も食べていただく、町も1件そういう旅行者、利用者が来ると町が元気になるんでないかなという発想で私はこういうふうな質問させていただいているんですけども、これ本当に夏だけでござ

います。そんなことでもう一度町長答弁をお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。町では空き家バンク制度というのを持っておりまして、これは空き家で売りたい人、あるいは貸した人というのもあるのかもしれません、そうした申出を受けて空家バンクを行っておりますし、また利用の希望がございましたら町に問い合わせていただきますと、そういう物件ありますよという紹介はさせていただいているところでございます。あとのことについては当事者同士で相談をいただくということになるわけでございます。それはもう一つの方法と、もう一つは不動産仲介業務を業務としてやられている事業者もございますので、そういったところに相談していただくというこの2つがあろうかと思います。町としては、町のできる範囲内でしっかりと対応をこれからもしてまいりたいと思っております。また定住を促進のための町には住宅もございます。そういった利用等についても町では受付ておりますので、そういった部分の利用というものを合わせて考えていただければと感じて議員の質問を聞いておりました。ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（平澤 等君） 大湯議員。

○10番（大湯圓郷君） 町長の答弁では空家バンクだとかっていう話もありますけども、これは売買にするような建物です。そこにある建物をちょっと利用させていただくというようなことでございます私は。そういうのを役場側でもっといいアイデアを使って都会から南の熱いところから瀬棚線、大成、せたなに夏休みおいでになっていただきたいっていう意思でこういうような質問をさせていただきましたので、来年すぐというわけにいきませんけども、町長何とか知恵を出し合って来年に向かって一つ進んでいきたいなと思います。私の質問を終わります。

○議長（平澤 等君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。この空家バンク制度につきましては、これ売買ばかりでなくて、そういった賃貸もございます。そういった対応をしていただければというふうに思います。町としましては、これまでも交流人口の増加、あるいはこの定住促進ということに積極的に対応しているところでございます。ちなみに例を申し上げますと定住促進住宅、これ奨励金を交付したものでカウントしておりますが、令和3年度は9件、令和4年度6件、令和5年度11件、令和6年度4件、令和7年度は9月11日現在でありますが7件というふうに非常にそういう意味では、この空き家がこの定住促進に大きく貢献しているという状況でございます。これからもしっかりと対応をしてまいりたいというふうに考えておりますことでご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 以上で10番、大湯圓郷議員の一般質問を終わります。

ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

吉田議員より早退の届出がございました。

午前中に引き続き一般質問を続けます。

11番、菅原義幸議員の1問目の質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 町長、5期20年間の町長職務の執行、大変お疲れさまでした。それでは町長に最後の機会になりますが一般質問を行いたいと思います。

せたな町の医療体制の維持と医師確保の見通しについてお尋ねをいたします。

①常勤医師2名体制のもとで1病院2診療所体制の維持が危機に瀕しております。5期20年の町政執行を終えるにあたり、このような事態に立ち至った要因をどのように考えているのか伺いたいと思います。

②令和5年3月の予算委員会で私が医師募集の提言をしたことに対し、他町に比べて引けを取らない体制だと胸を張り医師募集を拒否したことについて現在どのように考えておられるのか改めて町長の見解を求めたいと思います。

③医師確保に関する取り組みの現状と今後の見通しについて詳細な説明を求めます。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 菅原議員の一般質問もこれで最後ということになります。長い間、本当に貴重なご意見を頂戴いたしました。無事、何とかおかげで20年勤めることができました。お礼を申し上げたいと思います。それではお答えをいたします。

1点目でございますが、令和7年度当初は4名体制でありましたが、急遽の退職、それに病気療養などの長期化など不測の事態が重なり2名体制となっております。常勤医師の招聘には時間も要することもあり、現在、出張医師の追加により1病院2診療所体制を維持しており、診療への影響を最小限に留められるよう対応しているところでございます。

2点目でございますが、このたびのように急遽、医師に欠員が出た際には、出張医師による柔軟な支援が受けられるような体制をあらかじめ整えておくことに加え、医師募集については令和5年度より常時継続した形で募集を行っております。

3点目の医師確保に関する取り組みの現状と今後の見通しにつきましては、北海道東京事務所の医師確保担当への要請や大学病院医局や北海道庁地域医療課、北海道地域医療振興財団など関係機関や民間紹介会社への要請を行っているところです。現在、入職を検討されている医師1名とお話をさせていただいているほか、紹介会社からも随時紹介を受けており現在も1名の医師について紹介を受けている状況です。このほかにも求人をみた医師から直接、応募に関する問合せをいただきなど次年度に向けた医師の動きが出ておりますことから、この機会を逃さずに院長とよく相談をしながら、いい医師の招聘に繋げられるよう取り組んでまいりますことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは再質問をいたします。町長、あまり私言いたくないんですけども、今、我が町が直面しているいわゆる医師確保危機、これは明らかに医療危機なんですが、現状認識についてものすごいそれを感じます。ほとんど理解できない答弁なんです。まず具体的な問題から申し上げますが、私このたび町内各所65箇所街頭におきまして議会報告をしてまいりました。特に大成区からは医療問題の要求、具体的に出されております。今日は展開いたしません。それから私の住んでいる瀬棚区です。これも医療問題出されております。その中で診療所体制がどうなるのかということは両地区ともに切実な地域要求になっているんです。その危機感を町長が今の答弁の中で全く抱いているのかいないのか不明瞭だということが大変心配される点なんです。有り体に言いますともう任期ございませんから、菅原の質問には適当に答えておけばいいとこういう発想なのかもしれません、住民に対する説明としてはほとんど今の答弁は通らないと思います。これは率直に申し上げておきたいと思うんです。私は一つ言えることは、結局高橋町長の箱物主義の欠陥、これが医療問題で極めて明瞭な形で表れたのかなと思っております。これ率直に申し上げておきます。令和9年に新病院建設構想を打ち上げたのはいいんですが、これ結局進まなかつたわけです。なぜかと、その最大の理由は議会側の責任ではありません。医師の確保ができなかつたために極めて深刻な危機的状況に立ち至ったということなんです。この問題を解決しないうちは事は前に進んでいかないという極めて厳粛な事実が明らかになったと。ここに私は大きな問題があると見ております。あまり長く今日は質問するつもりはありませんけれども、先日の特に瀬棚区の診療所の体制についていろいろ不安が出ているから町長自身の責任において明快な説明を要請したいという提起をいたしました。事務局長もいろいろご苦労なさったようですが、このたびの各戸へ配布された回覧を見た限りでは住民説明としては極めて不十分だと思います。私は事務局長を責めるつもりは毛頭ないんです。行政執行者であり病院設置者である町長がこの内容でいいというふうに判断なさっておったのかどうか。ここをこの答弁の中でしっかりと求めたいと思うんです。要するに町長こういうことなんです。今日の行政報告でも触れておりますが6月11日から病気療養中となっております。現在のところ復職のめどについては未定となっております。これは住民納得しません。住民の不安は解消できないんです。それに対するいろいろな対策もなさっておりますから、これはこれとして受け止めたいと思いますが、問題は町長、この行政報告をもって町民の皆様のご理解をお願いするものでありますという結びで終わってるんです。この行政報告どうするんですか町長。私たちこの行政報告を承って質疑はできませんから。関連上できることになってるから一般質問という形でかみ合わせる以外ないんですが。問題は町長、町民に届かなきゃならんのです。ネットで公開されてるから視聴した人はわかるだろうというふうにおっしゃるかもしれません、圧倒的な区民には伝わりません。私の前に申し上げましたように、町長自身の責任において不安を解消するように説明を求めたいという提起をいたしまして、町長もそれに応ずるかのような答弁をなさってるわけです。これ町長、行政報告今日これで終わってあと何らの措置もとらないんですか。瀬棚区民に対する説明なりません。私は前にも申し上げましたように、私の責任で個々に説明するつもりは毛頭ないんです。説明

する当事者でないし、責任持って説明する材料がないんです。何が問題かといいますと町長、所長はいつ復帰するんだと。このまま去っていくのではないかと。この不安に対して明確な答弁をしていただけるのは病院設置者しかいないんです。私はこれをはっきりさせてほしいというふうに申し上げてるんです。重ねての言葉になりますが、せたな町の医療体制の維持、これは1病院、2診療所であります。それにリンクして医師確保の見通しについてということが質問のタイトルであります。これは町民にきちんと直接、設置者の責任で説得、説明を要請したいと思うんです。単に議会の一般質問のやりとりで再答弁、再々答弁で切り抜けたと、やれやれ1件落着それで終了ということにはならないと思います。今日、行政報告でなさった報告を病院設置者の責任において区民に直接説明するという方法をとっていただけるかどうか、これを再質問の中で求めておきたいというふうに思います。それで質問回数があともう1回しかありませんから先に質問しておきたいと思うんです。こういう事態になるのは私は予想できた問題だと思ってるんです。先ほどの答弁は淡々と答弁して、設置者の責任について一言半句全く触れてませんでしたが、これは町長やっぱり見通し悪かったと思います。今日この段階で無理やり町長に認めさせる何ものもないんですが、やっぱり町民見てますからこれは。率直に町長もことの是非について人並みの表現をなさっていただきたいなと思うんです。何を言いたいかって言いますと医師募集を一時やめましたでしょ町長。しなかったんです。医師募集しなければそれでフリーズしてしまいますから、私はいろいろ入ってくる情報を総合的に勘案すると医師募集徹底的にやらなきやダメだという判断のもとで、これも何度も繰り返しになりますけれども、令和5年3月、予算委員会で提起しましたが、あんまり集まり過ぎると困るんだ、みたいなそういう答弁を町長はやったんです。今にして思うと何を考えてそんな答弁したのかなと思いますけれども、多少だぶついたって構わないんですよ医師確保の場合は。私はそういう町長の判断の誤り、見通しの甘さ、議会の提言に対する後ろ向きの姿、こうしたことのツケが今日に回っているということを率直に申し上げざるを得ないのであります。医師確保の問題すごく難しいんです。これはどこの自治体も全国どこでもみんな苦労してるわけですから、ことさらここで拳を振り上げて理事者責任を追及するつもりは私はありません。しかし基本認識において重大な誤りが一因となって事ここに至っているという事実だけは町長ひとつ認めてください。あと任期少ないんですが、その任期の中でとりうる最大の努力これはなさっていただきたいと思います。実は令和7年9月行事予定表を今日は持ってきたんですがね。9月29日8時30分から医療機関挨拶回りとなってるんです。どこなのかと思ったら札幌市内です。その前後を見ますと15時30分から臨時町会があるのでそれまでの日程消化するんだろうなと思いました。ついでにやるんじゃなくて、しっかりとした目的意識性を持って、これは議会議長ともなってもかまわないんです。医師確保の最後までの努力を町長、町民の目にわかるように最後の最後まで努力なさっていただきたいということを再質問の最後に申し上げておきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） これまで私はこの1病院、2診療所の維持、これを第1に考えて進めて

きております。人口減少あるいは患者数の減少ということで年々病院経営厳しい状況にはあるわけでございますが、しかし3医療体制これをこれまで何としても維持しようと努めてまいりました。今回のこの事態につきましてはご案内のように急遽の医師の退職、それから想定していなかった療養の長期化ということの中で起こったものでございます。そういうことでこのなるべく患者様に迷惑のかからないように診療体制というのは常勤医プラス出張医ということで対応しておりますし、今後少し時間がかかるという予定の中で新たに出張医の医師の応援の確保をさせていただいております。こうしたことで何とか1病院2診療所体制は維持できるというふうに思っているところでございます。合わせて当然常勤医の確保というのは、これはしっかりと対応していかなければならぬと思っているところです。先ほどの答弁でもお話しいたしましたように、目下数人の医師といろいろと話し合いを進めているところです。いずれにしましてもいい医師を確保するということが大事でございますので、そういうことについて院長ともよく相談をしながらこれからも進めていかなければならぬというふうに思っております。それから行政報告申し上げましたが、町民に対する説明はどうするのかということの質問もございました。町民に対しましては瀬棚診療所あるいは大成診療所も含めまして状況を回覧等でございますがよく説明をさせていただいて、安心してこれまで同様診療を受けていただくということに努めてまいりたいなと考えております。それから常時医師募集をしてはということでの質問もございました。これにつきましては、充足している状況の中ではなかなかそれは難しいとは思っておりましたが、これは議員おっしゃいますように5年度でこの常勤医師の異動が事前にわかつておりましたのでこれは5年度から医師募集をしながら6年度の医師確保を進めておりました。6年度医師確保できましたけれども、引き続き医師募集は継続しております。こういった状況の中でよかつたなと思っておりますが、ただ右から左に医師の確保ができるというそういう状況ではございませんでした。苦労してきたということになります。こうしたことも踏まえながら、今後、常勤医師の確保については、やはりしっかりと対応していかなければならぬと思っております。ただ今回のこの不測の事態を見ると、これは私町政を担当して以来こういう感じでの医師の不足というのは初めてのことですございます。事前に余分のと言いますか、そういうものを想定して多くの医師を抱えるということももちろん方法の一つだと思いますが、現状の病院経営、これ人口減少もございますし患者数の減少もございます。こうしたことで経営が悪化しているという状況の中では、なかなか余分な医師を何人も採用しておくということは現実的ではございません。したがいましてこうした状況に陥ったときに出張医への対応でしっかりと1病院2診療所の体制を維持するということがむしろ現実的な方向と方法ということにはなるのではないかと思っているところでございます。いずれにしても現状こういった状況でありますから、しっかりと対応して新年度に向けて常勤医の確保というのを対応してまいりたいと考えているところです。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再々質問に入る前に、再答弁の確認をさせていただきたいと思うんですがよろしいですか。先ほど回覧版で徹底するという趣旨の答弁がございましたが、これは文字どおり回覧版で関係地区に全戸配布すると、措置をとるという明快な答弁として受け止めて

よろしいですか。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 9月にも回覧版でお知らせをいたしました。10月分につきましても、これ回覧もございますし、区によっては個別にというところもあるようでございますが、いずれにしても徹底をしたいと考えております。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 一般的にそう言われても困るんです。私は具体的に聞いてるんです。今日行政報告であった内容をもって病院設置者の責任で回覧版で徹底してもらえるんですかということなんです。確かに9月号の回覧版も出ています。あれじゃね、事務局長いろいろ苦労なさって文言整理したんだろうと思いますが、今日のような内容伝わりません、わかりません。いつ先生が復帰するのか明確でないし、どういう対策になってくるか明確でないんです。だから設置者の責任において、つまり町長の責任において今日行政報告をなさったわけですから、この内容をもってきちんと周知徹底していただきたいということなんです。約束していただけますか。これはつきり町長の答弁で確約を求めたいと思います。それから再々質問に入りますから。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 私の行政報告の中身で町民の皆さんにお知らせをしてくれという内容だったと思います。これは正式に行政報告をさせていただきましたので、こういう内容も含めて町民にお知らせをしたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再々質問に入ります。もうこの中身で知らせるのが当然なんです。議会で公開されてるわけですし、固有名詞も含めて全て明らかにされてるわけですから議会に報告して1話完結という措置は不徹底です。議会の皆さんに了解をお願いしたんだから、あとは区民の皆さんには説明しないということにはなりませんから。この内容をもって省略したりしないで正確に区民の皆さんに事実関係と町長責任においての見通しを速やかに伝えていただきたいと思うんです。これ10月に入ってからじや遅いですから。10月に入ってから遅いですから直近の回覧版配付日に回してください。それは特に確認を求めておきたいと思います。再答弁で明快に町長の口からご答弁をいただきたいと思います。それでもう少し町長申し上げておきますが、私やっぱり令和5年3月の予算委員会で町長が医師募集をするつもりはないというふうに答弁なさった。あれは重大な認識上の誤りだったと思います。募集したからといってすぐたくさん集まってきて定員オーバーになるというようなものではありません。しかもあのとき設置者でない私自身が得ていた情報をもってしても、医師退職が極めて明瞭になる状況にありましたから、その下で即刻募集をするという体制に入っていきませんと、募集したから明日応募があるという問題ではないんです。これはおそらく半年後10カ月後、1年後というそういうサイクルの中でしか回っていかないですから、あそこで胸張って1病院2診療所もう十分だと。募集きても余っちゃったりしたら大変だみたいな答弁なさいましたけど、あれは町長間違いなんですよどっから見たって。そもそも今回の医師不足危機というのは、あそこを一つの起点にして始まってるんです。

何人辞めましたあの後。私どもの耳には行政側が発表する以前に他地区からの情報も得ているわけですから極めて危機的だと思いました。そのときに町長の頭の中には何があったかっていうと、令和9年度新病院建設これ1色です。だから私は町長は箱物主義だと言わざるを得ないんです。建物を新しくすれば医師が集まってくれる。そんな簡単な問題じゃないんです。中には医師を集めるためにも病院新しくしたほうがいいなんて言いますが、病院新しくして医師いなかつたとなつたらどうということになりますか。箱物主義の弱点というのはそういうことなんです。仏作って魂入れず、中身が伴わないということなんです。だから私はあのとき非常に心配してました。いずれ指摘したことが実際に危機的状況になって表れてくるであろうと。だからそういうふうにならないことを願いつつもそう予想せざるを得ませんでした。結果そのとおりになりましたでしょ町長。今辞めていく町長にそれ以上の鞭をふるう何ものもないんですが、やはりそういう医師確保における甘さ、箱物主義に走ったツケこういうものがあったということについて私は触れておかざるを得ないであります。今後、新町長がどういう方向でこの医師問題と病院の問題に対応するのか、これは全く情報は現時点で入所していないわけであります、私はゼロベースで新町長と検討してみたいと思いますが、そのときに高橋町政5期20年にわたる長所もありました。しかし欠点もあったわけでありますと、冷静な分析の上に立って新町長とはシビアな政策論議をしてみたいと思っております。これ以上答弁を求めますと4回目の質問をしたくありますから、答弁を求めずに次の質疑に入りたいと思いますが議長よろしいですか。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原義幸議員の1問目の一般質問を終わります。

続いて2問目の質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは教育長にお尋ねをします。給特法の改定に対する教育長の受け止め方と教育職員の業務管理、健康確保措置実施計画の策定についてお尋ねをいたします。

①6月に改定された給特法、公立学校教員給与特別措置法に対する教育長の基本認識を伺います。

②改定に伴って全自治体に教育職員の業務管理、健康確保措置実施計画の策定が義務づけられたが、今後の作業の見通しを伺いたいと思います。

③給特法の改定で教員が求めたのは残業代を支払わせること、長時間労働改善のシステム構築であり、そのことによって教員不足を解消し学校を持続可能な職場にすることがありました。当町における担当授業削減と教員定数増について教育長の所見を伺う次第であります。

○議長（平澤 等君） 小板橋教育長。

○教育長（小板橋司君） ご質問にお答えいたします。

1つ目の給特法に対する基本認識につきましては、給特法は教員の時間外勤務に残業代が支払われていないということで全国各地で係争事案が多く展開されるなか、1971年、教職調整額として全教員に一律4%の手当を支給することにした法律です。文科省や道教委はこの間、働き方改革を打ち出し長時間勤務の縮減に取り組んできましたが、働きやすさと働きがいを両立するために、教職調整額の4%を6年間かけて10%にすることを法律に盛り込んだのが6月の給特

法の大きな改正点です。また時間外勤務についても月30時間に抑えることも盛り込まれたものと認識しております。

②の実施計画策定に伴う今後の作業の見通しにつきましては、教育委員会としては今後、道教育委からくるであろう通知を踏まえて、これまでの働き方改革アクションプランを見直すとともに、ＩＣＴ機器を有効に活用しながら勤務時間を正確に把握することに努め、これまでも実施しているスクールアドバイザーによる教職員のメンタルヘルス面談を一層充実させながら教職員の健康確保に努め実施計画の策定に着手していきたいと考えております。

3つ目の担当授業削減と教員定数増についての所見につきましては、担当授業の削減については、児童生徒の学習を確保することを一番大切にしなくてはならないため、機械的には削減できませんが各学校が一人一人の教職員の業務全体を考え、一部に負担が偏らないような工夫をすることを求めていきたいと考えています。また教員の長時間勤務の解消の一番の方策は、教職員定数の増であることは間違いありません。この7月に市町村教育委員会連合会としても北海道教育委員会教育長に対し文教施策に対する要望書を提出したところですが、その中の学校教育の改善、充実の1番目に上げたのが小中学校教職員定数の改善でした。今後とも関係機関と連携しながら教職員定数の改善を要望していきたいと考えているところであります。

○議長（平澤等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 教育長の考え方を承りました。法改定された直後でありますから再質問をさせていただいて、今日のところはあとは控えたいと思います。残業代の支給、定数増、教員の長時間過密労働の解消に向けた要求というのが今度の給特法会計の教育労働者側からの要求のポイントでありました。これは教育長もご理解のとおりであります。この点から見ますと法改正是極めて不十分で肩透かしであったというのが私の率直な印象であります。問題点は二つあります。1つは先ほどもおっしゃっておりましたが2029年度までに月平均30時間程度とする残業縮減目標についてであります。これは教育委員会や校長が行う在校等時間管理に正確な勤務実態を反映させることが大事だと思います。例えて申し上げますと持ち帰り残業や休日出勤の把握、公表は当然でありますが、同時に休憩確保や安全衛生管理体制の確立、縮減の工程表を教員組合と協議して作ることなど、本来の教育活動と関係ない業務の削減を正確に追求することが大事であります。教職員を増員しなければ残業代月30時間は実現できないというふうに私は考えますが、教育委員会や管理職共々一緒になって増員を求める契機にしていく必要があるというふうに考えております。もう一つは各自治体で主務教員導入の条例化がなされていくだろうと思います。この主務教員というのは、結局、教員間に新たな格差を求める契機になるだろうということを心配しております。さらに教職員調整額引上げの財源にするために減らされる手当分、これらを地方で予算化して回復する措置等も大事であります。これらについて率直に現時点での教育長の所見を伺って再質問を終わります。

○議長（平澤等君） 小板橋教育長。

○教育長（小板橋司君） このたびの改定につきましては、いろいろと課題があるというふうに言われておりますし、私たちもそれは認識しております。先ほども言いましたけども、それらを

先ほど菅原議員もおっしゃってました組合や先生方、管理職のみならず、先生方の一般の教員にも声を聞きながら先ほど言いました北海道の町村教育委員会連合会通じまして、北海道や国のほうへ要望書を提出していきたいというふうに考えております。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 3問目に移ってよろしいですか。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原議員の2問目の一般質問を終わります。

次に菅原義幸議員の3問目の一般質問を許します。

○11番（菅原義幸君） 3問目に入る前に教育長、今の問題は今後の進捗状況に応じて、さらに質問をさせていただきたいと思います。楽しみにしてください。

それでは合併20周年記念誌について町長にお尋ねいたします。

①合併20周年記念誌発行に係わる予算はいくらでしょうか。

②株式会社クリエイティブオフィスキーに制作を発注した理由を改めてお尋ねしたいと思います。

③行政部門の各課横断的なプロジェクトを立ち上げ教育委員会、農業委員会、一部事務組合なども含めて全庁的な総合力を発揮すべきではなかったか町長の考え方をお尋ねしたいと思います。

④各分野の基本的統計数値が皆無であり、町政の到達点と政策的評価、今後の課題等が不明確であります。記念誌の表紙で謳うせたなの未来がみえてくるとは真逆の編集になっているのではありませんか。町長にお尋ねをいたします。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは3つ目のご質問にお答えいたします。

1点目の記念誌発行の予算であります、既に発行しておりますことから実績を申し上げますと、作成業務として令和6年度に264万円、印刷製本費として令和7年度に68万6,400円を支出しております。

2点目の株式会社クリエイティブオフィスキーに制作を発注した理由ですが、発注については公募型プロポーザルを実施したものの、他社の参加がなく同社以外の提案機会が得られない状況であった点を踏まえた上で発注の判断にあたりましては、第一に表紙デザイン、これは20年と未来を掛け合わせたデザイン性を評価し、企画コンセプトや全体の構成案などその他の項目においても審査基準を超える評価がありましたことから選定しております。

3点目の全庁的な総合力を発揮すべきではなかったかという質問ですが、本記念誌の編纂に際しては横断的な専任プロジェクトを設置しておりませんが、校正段階を含む各段階において各担当課等へご協力いただいたことで横断的な連携を実務的に補完する役割を果たしており、全庁的な総合力の発揮に資するものと考えております。

4点目でございますが、本記念誌は合併20周年を記念するものであり、基本的統計数値や政策評価を主要目的とするものではありません。記念誌の目的は、町の歩みと地域の物語を未来へつなぐ記念的、広報的性格を重視するとともに、表紙の未来に沿って構成は町の歩みと今後の展

望をつなぐ内容を重視しました。なお合併10周年記念誌におきましても未来とつなぐをテーマに構成し統計数値や政策評価は載せておりませんのでご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは再質問を行います。非常に残念な答弁です。寂しい限りです。これは前から私取り上げてますが、これは外注すべきようなものでないです。外注するというところにやはり高橋町政のこのたびとった判断の決定的な間違い、これ集中的に表現されていると思います。値段聞いてびっくりしましたが、要するに令和6年度264万円これで外注してるわけですね。印刷代はそのほかに68万6,400円あると。私これ庁舎内部でできたと思いますこのレベルであれば。264万円もかかる必要さらさらなかったと思います。つまりクリエイティブオフィスキューに膨大な業務の委託をしてますでしょ。そのツケが回ってきてるんです。本来、行政がやるべき仕事を何で264万もかけて外部業者に委託するんですか。これが高橋町政5期20年の最後の仕事だとすれば私は同意できません。これかねてから申し上げておりましたように、この手法には根底的な誤りがあるということを改めて指摘せざるを得ないのであります。20周年記念誌です町長、町長なんて言いましたさっき、これまでの歩みと未来を展望するものなんだっていうんです。基礎的なデータがなくてこれまでの歩みをどうやって検証するんですか。産業的な数値も含めた行政の数値集計がなくしてなんで未来を展望できるんです。抽象的なことを町民に語って、それで20年の締めくくりができるんですか。行財政執行、これはそのほかにもあらゆる分野の行政展開を含めて現状把握を正確にやらないままにどうやって未来を展望するんですか。その最も本質的な根幹に係わる基礎的な事実をデータとして明確にしないままに何を語るんですか町長。私は264万も外部業者に払うくらいなら内部で各課手分けをして過去、現在、未来にわたるデータをきちんと出して科学的な検証をやつたらいいじゃないかという提起をこれまでもしたつもりでいるし、今回改めてそのことを提起せざるを得ませんよ。せたなの未来が見えてくる。未来って書いてますよね。いや写真集としてはよくできると思います。写真集に264万円もかけるんですか町長。私は庁舎内部の英知を集めるならば、少なくともこれに匹敵する作品は立派に作り上げることは可能だったと思ってます。我が町の職員にはそれだけの能力があり、それだけの力量があるというふうに思ってます。場合によってはもっとすばらしい作品が出来上がる。そういう期待感も持っています。それも町長先ほどからこれまでの歩みと未来を描くものだからデータなんか必要ないんだということをしきりに言ってるわけです。これはひとつ町長訂正してもらえませんか。これまでの歩みやこれからの未来を展望する上で基礎的なデータ統計数値がなくて何を明らかにするっていうんですか。これは明らかな答弁の誤りでありますからまず訂正を求めたいと思います。その上で再々質問に入りたいと思いますが、議長よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほど答弁させていただきましたが、これは町の記念誌20周年の記念誌ということでございますので、そういった統計的な数字等については、載せてはございません。そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再々質問に入れないんですが、ちょっとやりとりさせてもらっていいですか。納得できませんよ今の答弁。

○議長（平澤 等君） 議長から申し上げます。データをないものについてはということで訂正してもらえないかというふうなことの菅原議員の質問に対しての答え明確にしていただきたいと思います。今回の20周年記念誌の中でデータを基にしないで作ることについては、できないので訂正していただきたいという菅原議員からの質問でございました。それについての町長の見解を述べていただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 1時59分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 繰り返しになると思いますが、10周年の記念誌思い出していただければというふうに思います、それもそういった内容でございました。今回20周年になりますが、そういった内容と同様の扱いとしたところでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 答弁なってません。過去の話してるんじゃないですよ私は。5期20年というのは高橋町政5期20年のけじめでしょ。10周年というのはたまたま折り返し地点です。しかも任期半ばなんです。2期目と半年の今回5期20年の高橋町政の一つのケジメなんです。新しい町政につないでいくんです。そうしたことの総括をきちんとやって次の町政の展望をどうするんだということになってこなきやおかしいじゃないですか。これに幾らかかってますか。330万かかるんでこれに。330万かけて、いやこれある人に見せたら写真集としては立派ですねって言うんです。なるほどうまいこと言うなと思いました。町長勘違いしてませんから何か。330万もかけるんであれば印刷費含めてです。次なる20年に向けての本当の意味での未来が明らかになるようなものを作ったらいいじゃないですか。10年前データないから今回もそうなんだと。そういう的外れの答弁というのは私納得できませんから。これはきちんと行政内部でも議論して責任ある答弁、議長させてもらえませんか。そうでなければ前に進みませんよこれ。全く真面目さを欠いた答弁です。なんでクリエイティブオフィスキーに発注したんだと。その理由も応募者がなかったからと、こんなこと言ってんです。違うでしょ。1社随契で最初からオフィスキー狙ってたわけです。これ過去も私は指摘してるんです。随契でやるんだっていうんですから。だからそういうところに問題があるわけで、データ抜きで5期20年のけじめをつけるかということを聞いてるわけですから正式に答弁させてください。私はそうであるって言ってそうであるっていいです。今さら取り返しつかないんだから。しかしあくまでもじ

よっぽど。それでクローズするという態度、これは何ば何でもことをここに及んで許されざる態度だと思うんです。議長はそこをきちんとけじめつけてください。私はあと再々質問の権利は留保しますから。

○議長（平澤 等君） ただいま菅原議員からご意見がございました。いろいろ考え方はあると思うんですけども、今菅原議員からご指摘があったことを踏まえてもう少し協議をしてみたいなと思いますので、ちょうど1時間も経過いたしましたので2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時03分
再開 午後 2時20分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

休憩前に菅原議員の質問に対して答弁調整、また私と町長、副町長、そしてまた担当課長とお話をさせていただきました。それで協議された内容についてのことがありましたので3問目の2回目の答弁という形で高橋町長より答弁をさせていただきます。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 菅原議員の質問ですが、これ20周年記念誌というのは、私の20年ではなくて町の20年の記念誌ということでご理解をいただければと思います。それで統計数字等のお話もございましたが、統計数字については今は作成中であります町政要覧これに今これで、町政要覧は当然統計数値としっかり入ることになりますので、そういったことでやっております。ですからあくまでもこれまで10年記念誌も発行しました。それ以降の10年それをまとめさせていただいて、これをさらに次につなげるという記念誌でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） もう今の答弁全然理解できません。再々質問に入られません。町長の悪い癖なんだけれども、屁理屈で逃げようとするんです。私いつ高橋町長の20誌だと言いましたか。我が町の20年誌という前提で聞いてるんです。むしろ高橋町政ということでこだわるんであれば、この記念誌の中に高橋町政4期目スタートとあって固有名詞入ってますでしょむしろ。だからこの結果がおかしいということに町長は指摘したことになるんです。例えば新町4期目とあっていうんだらわかるけど、高橋町政4期目スタートなんてことになってるんです。ほかのところもおそらくそうだと思うんですが、それで別に私は個人と行政の20年間違ってるわけじゃないです。せたなの未来が見えてくるというタイトルであるならば、未来が見えてくるだけのデータをしっかりとしなさいって言ってるんです。写真集なんですか町長、20周年記念誌っていうのは、トップ集なんですか。そのトップに1ページあたり10万円かけるんですか。だから再質問に入られないっていうのはそういう意味です。さっき各課横断ということを否定しました。各課横断して総合的にまちづくり推進課が中心になってやれば260万もかけなくてもいいものできたんじゃないですか。議会側の意見入る余地なんて全然ないです。ある日突然こういうもの

ぱんと配られてきて、だから町民の方言ってるんです。スナップだねって、スナップ集ですねって、職員の中にはこれならば同じか、それを上回る作品できたと思うよっていう声も私耳に入ってるんですから。240万かけて何で未来のための基礎データがないのかっていうのは率直な町民の声ですから、私、町長にさっきなんか議長とやりとりしてましたよね。作り直せということですかみたいなこと言ってたでしょ町長。そんなこと言ってません。それが町長の悪いとこなんです。質問してる人間の質問以外の意図まで勝手に作り上げて答弁を拒否するっていう、これが町長の悪いとこなんです。私は単純明快にこれはデータ入ってないし、改善改良の余地があったということを認めていただければそれでいい話です。これ外注するんじゃなくて庁舎内部で知恵、力を集めてよりよい作品を作つていいと。そうだなという答弁すればそれでいいんですね。そんな目くじら立てて作り直せたって無理なんだと、出来上がってしまったのにどうすんだと、そういうレベルの低い非現実的な質問してるんじゃないんです。もっと普通に素直に反省点、改善点があったらそうでしたって普通に答弁したらいいでしょ。私は衛生センターの問題だって突っ込みどころ満載なんだけれども、全部我慢してスルーしてるんです。だから普通に構えることなく普通に答弁なさつたらどうですか。そしたら最後の質問に入りますから。議長はそういう点で理事者に適切な問題提起をしてもらいたいと思います。

○議長（平澤 等君） ただいまの菅原議員の質問に対して、私なりに感じたことございますので、町長から考え方があれば示していただきたいんですが、今菅原議員からは20年の未来ということであれば、やはりそれは基になるデータがあつてしかるべき、そのデータがあつて未来を語るということが菅原議員の根幹だと思います。今回の場合には、今菅原議員が発言されたように現状のものと、それから今の状況ということのことなので、それに基づいたものがあれば、この未来というのがはっきりなるのでそのデータを何とか添付できなかというような発言だったと私はそう思うんです。だから菅原議員は、これをやり直せというんじゃなくて、その基となるデータを添付するのが私は一つ前進む材料になるのではないかと思いますけども、菅原議員そんな感じでよろしいですか。このことを踏まえて町長にそういうふうなことが可能かどうかということについて答弁していただければ一歩前に進めると思いますのでお願いいいたします。なお協議が必要であれば時間をとります。よろしいですか。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君） この20周年記念誌見ていろいろな考え方、評価の仕方というのは当然あるんだと思います。その一つとして今菅原議員のおっしゃったような部分もあるかというふうに思います。ただ町としては、これで20周年の記念誌ということで、これまでの歩みを中心にまちづくりの歩みを整理をさせていただきました。今後このあとについてまた次の30年になるのかわかりませんが、そういうことで何か記念事業があるとすれば記念誌は当然出てくると。そうした中でまたその時点で新たにどういった研修を作るかというそういう議論は当然展開されるというふうに思いますので、今回議員のおっしゃるようなことも含めて今後の参考になるものというふうに思っているところでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 何かピント抜けた答弁じゃないですか。20年後、30年後、40年後の話なんかしてませんよ私。そんなこと何で今私どもが30年、40年の話し責任持てますか。260万かけて外注してます。庁舎内部で各課横断的に英知を持ち寄って作り上げたら立派なものになるんじやないかと私は提起してます。そのときに20周年記念で未来を展望するというのであれば各分野の基礎データをきちんと集約して、わかりやすい形でコンパクトに記念誌に載せるというのは常識じやないですか。だからスナップ集なんですか、写真集なんですかっていう批判が出るそこなんです。未来の姿が見えてこないって言ってます。町長いろいろあんたおっしゃってますけども、そういう指摘を一理あるなと思うんであれば率直にそうでしたと、ご指摘どおりという答弁すればそれで終わりですから何でそういう答弁できないんですか。1ページ10万円もする作品を作って、なおかつ町民からそういう指摘が出るんですから、私ども帰って町長そうやって言ってましたよって言っても多分その方は納得しないと思います。1ページ10万円だったらたまげると思います。そういう答弁を私はよしとして終わるわけにはいかないから、率直に町長にはご指摘どおりと、足らざるところがありましたと単純明快に答弁していただければ締めくくりの質疑に入りますよって言ってるんです。まだ頑張りますか町長。

○議長（平澤 等君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） ですから先ほども言いましたようにいろいろな評価はあるというふうに思います。それは率直に認めたいというふうに思います。ですが今回はこういう形でやらせていただきましたので、これはご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 評価を率直に受け止めましたということなんですね。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 評価はその人それぞれでいろんな評価があるというふうに思います。それは否定はいたしません。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） いやそれでどうなんですか。あなたはどういうふうに受け止めたのか、今度聞きたいと思うんです。評価なるほどそうだなというふうに思うのか。全然そんなこと違うよと、何言ってるんだということなのか、そこが問われてるんです。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それは人それぞれ違うというふうには思います。私たちは町は町として20周年記念誌でこういう形で作成をさせていただいたところでございます。

○議長（平澤 等君） 一般質問の中でこういうふうな形態になることは非常に好ましくないというふうなことで私も認識してございます。菅原議員もその経験ある中での発言でございます。その分については重きを置いていきたいと思います。ただ高橋町長に申し上げたいと思いますが、菅原委員からは、菅原議員の発言について指摘した事項については町長が率直に認めていただければ発言について認めていただければ、それでいいというふうなことでございます。解決策がどうのこうのってことではなくて、菅原議員が指摘されたことを理解してくれますかっていうふう

なことで理解していただければ、前に進めるというふうなことのお答えを先ほど菅原議員から再三申し上げてございますので、町長船を踏まえた上で、これから議事を前に進める上で発言をしていただきたいと思います。

町長。

○町長（高橋貞光君） これまでもそうなんですが、私はいろいろな議員の皆さんから一般質問を受けます。そのときも、それぞれのご意見につきましては尊重をしているところでございます。当然意見の違う場合は平行線ということになりますし、私たちも私たちとしてこの説明をすることになります。それでも平行線ということになると、これはお互いの意見の違いということになります。それはそういった方も当然いるでしょうし、いろいろな考え方があるのはこれ世の中でございますから、それはそれで別に否定するものではございません。いろいろな考え方はあるんだなというふうに受け止めるところでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 時間経ってますから再々質問に入ります。一言だけ申し上げておきます。これは高橋町政の最後の黒歴史、これは絶対容認できない大きな汚点だということを申し上げておきたいと思うんです。先ほども言いましたように外注して260万もかけるような作品じゃないです。何やってるんですか。町民の税金ですよこれは。何度も言いますが、ハイヤーチケットで一切出すっていうふうに応じませんでした。金がないからだと、これ260万もかけてて、ハイヤーチケット1枚も出せないのかっていうことです。私は補聴器の問題からいろいろな問題、他の議員の皆さんと協力しながら提言申し上げてきました。新チャレンジ問題もそうです。金がないんだってそういう答弁してるんです。過去の議会でこういうこと言いました。令和6年度の決算は何ぼ繰り越せるかわかんないから余裕がないんだと。あれもこれも出せるはずないじゃないかという答弁しましたが、今回だって3億あったでしょう。繰越金3億あったんです。上向いて考えようかしますけども、自分で出した決算書に数値出てますでしょ。だから虚偽答弁してきてるんですよ町長は。金がないって言しながら260万のお金、これ庁舎内部で協力してやれば支出しないで済んだんです。その結果の作品も私は知恵を出し合えばより進んだ20周年記念誌にふさわしい作品は可能であったと思うんです。それを聞く耳一切持たないで、もうそういう考え方も一つあろうと行政は行政だと、それで20年を閉じるんであれば私は全く賛成できないということを申し上げておかざるを得ないと思います。高橋町長らしい黒歴史の上塗りだったんだなと思います。答弁もらってあまりいい答弁にならないと思いますから、そのことを最後に申し上げて一般質問、これで町長にあと一般質問する機会ございませんけれども幕を閉じたいと思います。最後の幕は私にとっては黒い枠でありました。そのことを申し上げて再々質問を終わります。答弁は要らないです。

○議長（平澤 等君） 以上で11番菅原義幸議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（平澤 等君） 日程第8、議案第1号令和7年度せたな町一般会計補正予算を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その1、1ページでございます。今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に1億5,052万8,000円を追加し、補正後の予算総額を97億1,963万7,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、住宅リフォーム等助成金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業、特別養護老人ホーム大成長生園、ボイラーアップ更新事業補助金、ナマコ種苗供給事業、浄化施設縦取台車更新工事など行政執行上、当面必要とする経費について補正をお願いするものでございます。なお予算に合わせまして、地方債の変更1件と追加3件をお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） それでははじめに議案その1の5ページ、第2表地方債補正からご説明いたします。変更する地域医療支援事業については、過疎ソフトの発行限度額確定に伴い枠が追加となりましたので増額するものでございます。なお起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。追加する児童生徒用情報機器整備事業、限度額1,410万円及びICT教育用大型提示装置整備事業、限度額530万円については、令和7年度より新設されたデジタル活用推進事業債を活用し財源を振り替えるものでございます。指導用情報機器整備事業、限度額510万円については、教職員用の指導用パソコンの購入事業で、こちらも新設されたデジタル活用推進事業債を活用するものでございます。なお起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

それでは別冊の補足資料によりご説明いたします。既にお目通しをいただいていると思いますので、説明のほうは簡潔にさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは主な歳出からご説明いたします。補足資料の1ページでございます。議案その1では11ページからとなります。2款総務費、1項総務管理費、10目総務施設管理費、新規で道道北檜山大成線改良工事に伴う町有施設の移転等事業で補正額171万4,000円の追加で、全額その他財源で移転補償費でございます。道道北檜山大成線改良工事に伴い支障となる町有施設を移転等するため記載の経費を追加するものでございます。15目諸費、継続で地域公共交通活性化協議会負担金事業で、補正額400万円の追加で全額一般財源です。地域公共交通活性化協議会による小倉山、丹羽、愛知方面、松岡、徳島、豊岡方面のデマンドバス実証運行に係る経費を追加するものでございます。

続きまして継続で住宅リフォーム等助成事業、補正額1,000万円の追加で全額その他財源で地域振興基金繰入金です。起債の申請状況を勘案し増額するものでございます。続きまして1

6目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費、令和7年度継続で、定額減税補足給付金事業で補正額2,685万7,000円の追加で全額国道支出金です。令和6年度に実施した定額減税に伴い調整給付金にて給付された金額が本来給付されるべき額に対し不足している方に不足額給付金として追加給付するため記載の経費を追加するものでございます。続きまして新規で水道基本料金減免事業、補正額1,036万8,000円の追加で727万7,000円は国道支出金、残りは一般財源です。物価高騰の影響を受けた生活者に対し水道基本料金2カ月分を減免するため簡易水道事業会計へ繰り出しをするものでございます。2款総務費、補正額合計5,412万3,000円でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、新規で特別養護老人ホーム大成長生園ボイラー更新事業、補正額288万9,000円の追加で全額一般財源です。特別養護老人ホーム大成長生園の既設ボイラーを更新するため、せたな町社会福祉法人補助金交付要綱に基づき補助金を交付するもので、事業費、補助率、補助金は記載のとおりです。

2ページでございます。5目障害者福祉費、新規で過年度国費負担金返還金、補正額770万8,000円、全額一般財源です。令和6年度の起債の各事業の精算による国費の返還金でございます。続きまして新規で、過年度道費負担金返還金、補正額385万4,000円で全額一般財源です。令和6年度の記載の各事業の精算による道費の返還金でございます。3款民生費、補正額合計1,545万6,000円でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、継続で簡易水道事業会計繰出金、補正額630万円の追加は全額一般財源で、簡易水道事業施設に係る修繕費の追加でございます。4目環境衛生費、継続で害虫駆除業務、補正額221万4,000円の追加で全額一般財源です。猛暑によりスズメバチ等の巣が大量に発生したことから増額をするものでございます。4款衛生費、補正額合計1,119万1,000円でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費で継続で畑作物产地生産体制確立強化緊急対策事業補助金、補正額167万2,000円の減額で全額国道支出金で、種馬鈴薯の生産作付圃場にある地区において、ジャガイモシストセンチュウの発生が確認されたため事業を中止するものでございます。2項林業費、1目林業総務費、継続で有害鳥獣対策、補正額257万4,000円の追加で全額一般財源です。見込みを上回るヒグマの捕獲数や出没などにより記載の経費を追加するものでございます。3項水産業費、2目水産振興費、新規でナマコ種苗供給事業、補正額495万円の追加で全額一般財源です。ひやま漁業協同組合からナマコ種苗を購入し各区に配布し前浜へ放流するものでございます。6款農林水産業費補正額合計762万8,000円でございます。

3ページでございます。7款1項共に商工費、6目風力発電施設管理費、継続で風力発電施設管理費、補正額386万1,000円の追加で全額一般財源です。洋上風力発電施設風海鳥のブレードが落雷により破損していることから修繕をし、または変電所内のUPSが故障していることから修繕をするものでございます。7款商工費、補正額合計386万1,000円でございます。

8款土木費、3項河川費、1目河川維持費、継続で河川改修事業、補正額170万円の追加で全額一般財源です。普通河川、金ヶ沢が6月22日の大雨により海岸が侵食していることから改修をするものでございます。4項港湾費、1目港湾管理費、継続で浄化施設整備事業3, 289万8, 000円の追加で全額一般財源です。浄化施設等の老朽化により記載の整備等を行うものでございます。

8款土木費補正額合計3, 625万9, 000円でございます。

9款1項1目共に消防費、継続で檜山広域行政組合消防費負担金、補正額286万円で全額一般財源です。職員手当等の精査及び消防施設の修繕により負担金を追加するものでございます。

9款消防費補正額合計335万7, 000円でございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、継続でICT機器導入事業で補正額260万6, 000円の追加で、地方債2, 450万円、一般財源2, 189万4, 000円の減額で、新設されたデジタル活用推進事業債を活用し、財源振替及び執行残精査を行い指導用パソコンを購入するものでございます。2項小学校費、3目学校施設整備費、新規で北檜山小学校自動火災報知設備受信機複合盤取替事業で、補正額242万円で全額一般財源です。北檜山小学校に設置されている自動火災報知設備受信盤が経年劣化により作動しないため、取替工事をするものでございます。10款教育費、補正額合計679万9, 000円でございます。

4ページでございます。12款1項1目共に職員給与費、継続で退職手当組合負担金1, 124万9, 000円の追加で全額一般財源です。令和6年度退職手当分の追加負担金が確定したことから追加をするものでございます。12款職員給与費補正額1, 124万9, 000円でございます。

以上歳出、補正額合計1億5, 052万8, 000円でございます。

続きまして歳入の説明は、議案その1の8ページからになります。主な歳入を説明いたします。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金3, 413万4, 000円の追加は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業補助金、9ページでございます。18款繰入金、1項基金繰入金、9目地域振興基金繰入金1, 000万円の追加は、住宅リフォーム等助成金充当、19款1項1目共に繰越金7, 613万1, 000円の追加は前年度繰越金で財源調整でございます。

10ページでございます。21款1項共に町債、8目教育債2, 410万円の追加は、児童生徒用情報機器整備事業債1, 410万円、ICT教育用大型提示装置整備事業債530万円、指導用情報機器整備事業債510万円でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

石原議員。

○1番（石原広務君） これは確認も含めてなんですけど、1ページの総務施設管理費、これは常任委員会でも質疑させていただいたんですが、この道道北檜山大成線改良工事に伴って結局は

プレハブ型のトイレを設置するということでの町の提案でしたが、これに至るまで、あるいは既存の地元では廁ということで水洗トイレ有効活用されてるんですが、この改良工事に伴って水洗トイレを新設した場合、要は公衆トイレ、今までの既存のトイレのような形で、それを設置した場合の参考までに見積り等をとったのでしょうか。少しそこを確認させていただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 浜高大成支所長。

○大成支所長（浜高正明君） 今回の予算計上にあたりまして見積書を徴収しまして予算計上に至っています。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 新設を想定した場合の見積り等、金額だけでも結構ですから、お知らせいただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 浜高大成支所長。

○大成支所長（浜高正明君） 常任委員会でも説明をした経過があるんですけれども、プレハブの購入をした際の費用としては約370万程度の金額となります。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） それが新設した場合の見積りした金額ということでよろしいわけですね。確認させください。

○議長（平澤 等君） 浜高大成支所長。

○大成支所長（浜高正明君） 今報告させていただいた予算額はプレハブを新規購入した際の予算額ということあります。

○議長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

石原議員。

○1番（石原広務君） 次に2ページです。環境衛生費、猛暑によりスズメバチ等が大量に発生したため増額すると。これ金額でいくと221万4,000円ですか。これ件数でいくと何件なんでしょうか。

○議長（平澤 等君） 濱口課長。

○町民課長（濱口善秋君） ただいまのご質問にお答えします。実績としましてはまず6月から委託契約をしておりまして、令和7年の6月から8月まででトータル212件の駆除数でございます。ちなみに令和6年度につきましては、今言った6月から8月までで81件ということで倍以上の駆除件数、特に8月は令和6年度では61件だったのが、今年の8月1カ月だけで124件ということで倍以上に増えてると状況で、うちだけでなく全国的にもかなり蜂の巣が発生しているという状況でございます。

以上です。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） すごくとんでもない数字です。この状況だと9月、10月増えていくだろうというふうに私としても推測するんですが、担当課のほうとしても、これスズメバチ等とな

ってますが、もちろんキアシナガバチですか、それらも含めてのことですよね。9月、10月に向けてまた件数は増えるかというふうに私は考えますが、担当課としてもどういうふうに捉えているのかお示しいただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 濱口課長。

○町民課長（濱口善秋君） ただいまのご質問にお答えいたします。ただいま石原議員おっしゃったとおり担当課としても増える見込みだということで、9月、10月につきましても昨年度を上回る件数を予想しております。それを見込みまして今回の補正額というふうになってござります。

以上です。

○議長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 今のやりとりの延長なんですが、積算根拠を明示してもらえませんか。221万4,000円ですよね追加補正は。

○議長（平澤 等君） 濱口町民課長。

○町民課長（濱口善秋君） ただいまのご質問にお答えいたします。積算根拠としましては、まず委託料の単価でございます。一般の住宅でいくと1件あたり8,000円の単価でございます。それから高所作業であれば1件あたり1万2,000円、それから高所作業車を使った場合は1件3万7,000円、それから大成区のほうに向かう場合、北檜山の業者でございますので、この場合加算ということで5,000円、これが委託料の積算根拠ということになってございます。また駆除する住宅の所有者については薬剤分として2,200円の負担が伴うということでございます。こういった単価がございまして、これに合わせて今言った6月から8月までの実績、それから9月、10月までの見込みということで今回補正221万4,000円の補正額ということになったところでございます。

以上です。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） だから221万4,000円ですか。その積算根拠という意味は、単価はわかりましたよ。8,000円あり、1万2,000円あり、3万7,000円ありますか、2万2,200円ありますか。件数ちょっと教えてもらえませんか。どの程度見込んでいるのか。

○議長（平澤 等君） 濱口町民課長。

○町民課長（濱口善秋君） 失礼いたしました。件数でございますが、当初予算では157件という当初予算の件数でございます。それに対しまして今回、令和7年度の6月から8月までの実績と今度9月、10月の見込みを合わせますと321件という見込みを立てたところでございます。

以上です。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） そうしますと、321件に見合う補正額が221万4,000円だと

いう理解でよろしいんですか。

○議長（平澤 等君） 濱口課長。

○町民課長（濱口善秋君） そのとおりでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） もう一つ、補足資料の3ページ、1番上です。風力発電施設管理料、補正額386万1,000円、これについてお尋ねしたいんですが、説明によりますとブレード落雷で破損したと。それから変電所内の言うUPSですか。無停電電源装置が故障してるということで計386万1,000円の修理費を計上するということなんですが、これ修理しておかないとダメなもんなんですか。これ壊れたままならダメなんですか。今稼働してないわけです。そこはよく理解できないんです。

○議長（平澤 等君） 阪井まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） ただいまのご質問でございますが、7月下旬に発生しました落雷によりましてブレードの先端が破損しておりますので、ブレの先端が合わさったものがパックリ割れている状態になっております。今後、冬に向かって風の強い時期となります。その破損して割れているものが強い風によりまして広がって、その破損したものが飛散する恐れが発生します。ですのでその飛散の防止の観点からも、これはアドバイスも受けまして補修したほうがいいということで今回補正を上げさせていただいております。もう一つの無停電の電池になりますが、こちらにつきましては今、発電はしていないんですけども安全な管理ということで、監視作業は継続して行っております。この監視するのにパソコンを変電所に設置しておりますが、その変電所内のパソコンが動かないと監視が1回、1回海を渡って風車本体まで行くというような状況にもなりませんので、その辺を監視するための装置を起動するためにこれは直さなければならないということでございます。動いてない施設の監視につきましては、これは経済産業局には撤去するまで監視をしていかなければならぬということでこれは報告義務にもなっておりますので、その辺も含めての対応ということでご理解をいただければと思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） わかったようなわかんないような、動いてないのに追加の金が要ると、こういうことなんです。そうするとこれ正確には修繕ということよりも飛散防止措置という理解でよろしいですか。

○議長（平澤 等君） 阪井まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） 補修というよりはその対応が大きいものでございます。

○議長（平澤 等君） ほかに。

○1番（石原広務君） 議長、先ほどスズメバチの件で2回までしか質問してないんで、3回目させていただきます。細かいことなんですけど課長、例えばの例でお知らせをいただければ結構なんですが、北檜山から業者が大成区に来た場合、そういうふうに例えさせていただきますけども、キアシナガバチこの巣が空の場合、業者へいくわけですから住民から要請を受けて、行ったら空の巣だということもこれ実際にあるんです。そういう場合の業者への補償と町民の負

担これはどういうふうに対応しているのかお知らせいただければと思います。

○議長（平澤 等君） 濱口町民課長。

○町民課長（濱口善秋君） お答えします。私のほうにそういった話はちょっと来ていなかつたんですけど、私の実家も実もハチの巣が去年の話なんですけども、実際、アシナガバチの巣だつたんですが、中身は空でした。その際は、たしか薬剤の部分はいただかなかつたような気もするんですけど、ちょっとその辺はちょっと定かではないんですが、一応作業料としては行ったわけですから委託料は町から支払うというような形になろうかと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 1ページの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業なんですけれども、これ新たに水道基本料金の減免事業っていうのは私これはすごくいい事業あげていただけたなというふうに思ってるんです。2カ月一般家庭で水道料金がかからないということだと思うんですけども、これが決まれば、何月と何月に対応されるのかということを聞かせてください。

○議長（平澤 等君） 平田建設課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 今回の事業の実施は一応10月、11月というふうに予定しております。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

石原議員。

○1番（石原広務君） 私は、令和7年度一般会計補正予算第3号について反対の立場で討論いたします。先ほど質問もしましたが、道道北檜山大成線改良に伴う既存されていた公衆トイレを撤去あるいは解体、これに見合った水洗トイレ、公衆トイレとして新設するべきという考えのもと、その1点をもって私はこの補正予算には反対いたします。

○議長（平澤 等君） 次に賛成討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより本案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立する者あり）

○議長（平澤 等君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第2号

○議長（平澤 等君） 日程第9、議案第2号令和7年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案書その1、21ページでございます。今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に2,726万円を追加し、補正後の予算総額を11億1,881万6,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、介護給付費負担金等返還金の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

中川福祉課長。

○福祉課長（中川 譲君） それでは議案書の1、25ページ歳出からご説明をさせていただきます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費14万9,000円の減額のうち10節需用費の印刷製本費につきましては、電算システム標準化に伴う介護保険被保険者証等の印刷単価の増額による追加でございます。同じく10節需用費の消耗品費、それと12節の委託料、13節の使用料及び賃借料は介護人材確保支援事業に係る事業精査によるものでございます。

次に3款地域支援事業費、3項包括的支援事業任意事業費、1目包括的支援事業費21万9,000円の追加は会計年度任用職員保険料の追加をお願いするものでございます。

次に4款1項1目共に基金積立金63万3,000円の追加は、令和6年度地域支援事業交付金の追加分を介護保険事業基金へ積立てをするものでございます。

次に6款諸支出金、1項還付金及び還付加算金、2目償還金2,655万7,000円の追加は令和6年度介護給付費負担金及び交付金の実績に伴う返還金でございます。

これに伴う歳入でございますが24ページをご覧願います。4款1項共に支払基金交付金、2目地域支援事業交付金で63万2,000円の追加、5款道支出金、2項道補助金、2目介護従事者確保総合推進事業補助金で17万円の減額、7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金で21万9,000円を追加、同じく3目その他一般会計繰入金で2万1,000円を追加し、8款1項1目共に繰越金で2,658万8,000円を追加し収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますをお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第3号

○議長（平澤 等君） 日程第10、議案第3号令和7年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その1、27ページからでございます。今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に46万4,000円を追加し、補正後の予算総額を億6,044万7,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、備品購入費と介護人材確保職場環境改善等事業交付金の追加について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

中川福祉課長。

○福祉課長（中川 譲君） それでは続きまして議案書の1、30ページ下段の歳出からご説明をさせていただきます。1款サービス事業費、1項通所介護サービス事業費、1目デイサービスセンター事業費46万4,000円の追加のうち17節の備品購入費につきましては、せたなデイサービスセンターに設置している平成25年購入の冷凍冷蔵庫が故障したため新規で購入をお願いするものでございます。同じく18節の負担金補助及び交付金につきましては介護職員等の人件費改善や職場環境改善を目的とした介護人材確保、職場環境改善等事業交付金を本年4月に北海道へ交付申請したところ先般交付金が決定したことから、せたなデイサービスセンターの運営を委託している有限会社ケアステーションせたなへ交付金を交付するものでございます。

これに伴う歳入でございますが、同じく30ページの上段をご覧願います。1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目通所介護サービス事業収入で11万4,000円の追加、2款繰入金、1項1目共に一般会計繰入金で35万円を追加し収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議たま賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

石原議員。

○1番（石原広務君） 中川課長これちょっと教えていただきたいんですけど、30ページのデイサービスセンター事業費の中で、この介護人材確保職場環境改善等事業交付金、これ道から採択を受けたということでの説明でしたが、これ国の処遇改善交付金とはまた別な制度、あるいは合わせて使えるものなのか、今そういう実情も含めてお示しいただければと思います。

○議長（平澤 等君） 中川福祉課長。

○福祉課長（中川 譲君） これにつきましては全く違う交付金の中身だと認識しております。それでそれぞれあと大成それと北檜山区のデイサービスセンターそれぞれの事業所さんのはうでこの交付金の対応につきましては、それぞれの事業所で行つていただいているということで認識をしております。

○議長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第4号

○議長（平澤 等君） 日程第11、議案第4号令和7年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案いたします補正予算の内容でございますが、収益的収入及び支出では、修繕費の追加及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業に係る水道基本料金減免事業について、資本的収入及び支出では、玉川橋水道管更新工事及び道道北檜山大成線改良工事に伴う水道管移設工事の追加について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、建設水道課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それではまず議案その1、33ページ、第4条地方債から説明させていただきます。起債の目的、建設階改良事業につきましては、事業の追加により限度額合計を9,890万円から1億650万円に増額するものでございます。なお起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

続きまして36ページ、簡易水道事業会計補正予算事項別明細書により説明させていただきます。収益的収支、下段の支出からご説明いたします。1款簡易水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費、補正額630万円の追加は、8月の降雨により水源地の土砂上げや配水管の漏水修理などにかかる経費といたしまして修繕費の追加をお願いするものでございます。

これに対する上段の収入ですが、1款簡易水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、1節水道料金1,036万8,000円の減額は水道基本料金減免事業による減額でございます。2項営業外収益1,660万8,000円の追加は、各事業実施に係る一般会計からの負担金及び補助金でございます。

続きまして37ページ、資本的収支の下段の支出からご説明いたします。1款資本的支出、1項建設改良費、2目配水及び給水施設建設改良費、補正額906万4,000円の追加は、配水管からの漏水補修のため玉川橋水道管更新工事と道道北檜山大成線改良事業に伴う都地区配水管等移設工事に係る費用の追加をお願いするものでございます。

これに対する上段の収入ですが、1款資本的収入、1項1目1節共に企業債で760万円を追加、8項負担金等、1目1節共に工事負担金に道道北檜山大成線改良事業に伴う移設補償費として141万9,000円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第5号

○議長（平澤 等君） 日程第12、議案第5号令和7年度せたな町下水道事業会計補正予算を

議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案書その1、39ページからでございます。今回提案をいたします補正予算の内容でございますが、資本的収入及び支出において道道北檜山大成線改良工事に伴い、支障となる下水道施設の移設に係る工事請負費の追加について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては建設水道課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それでは議案の41ページをお開き願います。下水道事業会計補正予算事項別明細書により説明させていただきます。資本的収支、下段の支出からご説明いたします。1款資本的支出、1項建設改良費、1目管渠建設改良費、補正額368万5,000円の追加は、工事請負費において道道北檜山大成線改良事業に伴う都地区下水道施設移設工事に係る費用の追加をお願いするものでございます。

これに対する収入ですが上段になります。1款資本的収入、8項負担金等、3目1節共に工事負担金に移設補償費として368万5,000円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

休憩 午後3時25分

再開 午後3時40分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

◎日程第13 議案第6号

○議長（平澤 等君） 日程第13、議案第6号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その2の1ページでございます。議案第6号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての提案理由を説明いたします。江差町、上ノ国町学校給食組合の脱退に伴い規約の一部を変更する必要が生じたため、本規約の一部を変更しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

高橋総務課長。

○総務課長（高橋 純君） それでは内容について説明いたします。本議案につきましては、一部事務組合を組織する団体に変更が生じたため、地方自治法第286条第1項の規定により関係する地方公共団体の協議により定めることとなっております。このたび江差町、上ノ国町学校給食組合の解散に伴い、北海道市町村総合事務組合規約の変更について提案するものです。

3ページの新旧対照表表で説明いたします。別表第1、組合を組織する地方公共団体の表中、改正前、檜山振興局11団体を、改正後は檜山振興局10団体とし、改正前の表中、江差町、上ノ国町学校給食組合を改正後は削除するものです。次に別表第2、9の項中も同様に江差町、上ノ国町学校給食組合を改正後は削除とするものです。なお附則として、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第7号

○議長（平澤 等君） 日程第14、議案第7号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第7号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての提案理由を説明いたします。江差町、上ノ国町学校給食組合の脱退に伴い、規約の一部を変更する必要が生じたため本規約の一部を変更しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

高橋総務課長。

○総務課長（高橋 純君） それでは内容について説明いたします。本議案につきましても、議案第6号と同様の趣旨により北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について提案するものであります。

7ページの新旧対照表で説明いたします。別表（2）一部事務組合及び広域連合の表、檜山管内の項中、江差町、上ノ国町学校給食組合を改正後は削除するものです。附則としてこの規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第15 議案第8号

○議長（平澤 等君） 日程第15、議案第8号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第8号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての提案理由を申し上げます。本案につきましても、江差町、上ノ国町学校給食組合の脱退に伴い、規約の一部を変更する必要が生じたため本規約の一部を変更しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

高橋総務課長。

○総務課長（高橋 純君） それでは内容について説明いたします。本議案につきましても議案第6号及び議案第7号と同様の趣旨により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について提案するものです。

11ページの新旧対照表で説明いたします。別表第1中、江差町、上ノ国町学校給食組合を改正後は削除するものです。附則としてこの規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第16 同意第1号

○議長（平澤 等君） 日程第16、同意第1号せたな町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本同意について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 13ページでございます。同意第1号せたな町教育委員会委員の任命について次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定

により議会の同意を求めるものでございます。住所は久遠郡せたな町瀬棚区本町444番地、桂田富次でございます。

次のページに経歴等を記載してございます。ご参照お願ひます。

よろしくお願ひします。

○議長（平澤等君） 説明が終わりましたので質疑を許します。
(「なし」と言う者あり)

○議長（平澤等君） 質疑を終わります。
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長（平澤等君） 討論を終わります。

これから同意第1号の件を採決いたします。

この採決は会議規則第81条の規定により無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（平澤等君） ただいまの出席議員は11名です。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に横山一康議員、本多浩議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長（平澤等君） ここで議長の発言の訂正を行います。ただ今の出席議員11名と申し上げましたが10名でございます。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（平澤等君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

○議長（平澤等君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件に対し賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。他事記載は無効、白票は否いたします。

ただいまから投票を行います。1番席議員から順番に議長席に向かって左側から投票し、右側から自席に着席してください。

それでは1番席、石原広務議員から順次投票願います。

(投票)

○議長（平澤等君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（平澤 等君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

開票を行います。

横山議員、本多議員、開票の立会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（平澤 等君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票はございません。有効投票のうち賛成10票、以上のとおり賛成多数です。したがって同意第1号せたな町教育委員会委員の任命については同意することに決しました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

◎日程第17 諸問第1号

○議長（平澤 等君） 日程第17、諸問第1号権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 15ページでございます。諸問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員の任期満了に伴い次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。住所は久遠郡せたな町瀬棚区本町60番地、加賀谷和子、次のページに経歴を記載してございます。ご参照願います。よろしくお願ひします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件についてこれを適任と認め答申したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって本件は、これを適任と認め答申することに決定いたしました。

◎日程第18 報告第1号及び日程第19 報告第2号

○議長（平澤 等君） 日程第18、報告第1号令和6年度健全化判断比率の報告について及び

日程第19、報告第2号令和6年度公営企業資金不足比率の報告についてを一括議題といたします。

本2件について提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案書その3の1ページからでございます。ただ今一括上程になりました報告第1号令和6年度健全化判断比率の報告について、報告第2号令和6年度公営企業資金不足比率の報告についてでございますが、報告第1号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による実質赤字比率など4つの指標、いわゆる健全化判断比率でございます。

報告第2号は、同法第22条第1項の規定による各公営企業に係る資金不足比率について、それぞれ監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告をするものでございます。

内容につきましては財政課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） それでは議案その3の2ページをお開き願います。令和6年度健全化判断比率でございます。表の左側、標準財政規模については59億830万円と算定しております。

次に表の上段のせたな町の指標ですが実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率については無しとの算定結果となっております。

続いて実質公債費比率につきましては、8.3%となっており令和6年度決算に基づく健全化判断比率は早期健全化基準をクリアしております。

3ページは令和6年度せたな町普通会計財政健全化審査意見書で、総合意見として適正である旨、監査委員から審査意見をいただいております。

次に6ページでございます。令和6年度公営企業資金不足比率でございます。公営企業会計に係る法適用の簡易水道事業、下水道事業、病院事業、法非適用の風力発電事業までの4事業に係る余剰金でございます。簡易水道事業は1億3,590万4,000円、下水道事業は1億5,022万1,000円、病院事業では13億2,407万8,000円の余剰金となっております。これらの額につきましては、国に報告する決算統計の数値をもとに計算されたもので、流動資産と流動負債の差額となっておりますので、実際の決算書の数値と異なるものでございます。

続いて風力発電事業特別会計は0円の余剰金となり、表右側の資金不足比率でございますが、資金不足は各会計発生しておりませんので資金不足比率は無しとなっております。

7ページから10ページまでは各会計の経営健全化審査意見書で総合意見として適正である旨、監査委員から審査意見をいただいております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

報告第1号及び報告第2号の2件は報告済みといたします。

◎日程第20 認定第1号ないし認定第9号

○議長（平澤 等君） 日程第20、認定第1号令和6年度せたな町一般会計歳入歳出決算から認定第9号令和6年度せたな町病院事業会計決算までの9件の決算認定を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） ただいま一括上程になりました認定第1号から認定第9号までの令和6年度せたな町各会計の決算に係る提案理由を説明申し上げます。地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により決算認定に付するものでございます。その内容につきましては、添付資料であります決算に係る主要な施策の成果に関する報告書の13ページ、各会計別歳入歳出決算額総括表において一般会計ほか5つの特別会計と3つの公営企業会計について予算総額、収入済額、支出済額、収支差引額等の状況を説明しております。この予算の執行にあたりましては、議決をいただいた趣旨に背くことなく適正に執行したと考えておりますので、そのようにご理解の上ご審議を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（平澤 等君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題としています9件の決算認定については、委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議長及び議会選出監査委員を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の継続審査といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第9号まで9件の決算認定は、議長及び議会選出監査委員を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これも付託の上休会中の継続審査とすることに決定いたしました。

これから休憩いたしますが、休憩中に決算審査特別委員会は正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時02分

再開 午後 4時27分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に決算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

委員長に本多浩議員、副委員長に石原広務議員が互選された旨、報告がありました。

決算審査特別委員会には地方自治法第98条第1項の権限を委任することいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって決算審査特別委員会には地方自治法第98条第1項の権限を委任いたします。

◎散会宣告

○議長（平澤 等君） 以上で本日の議事日程は終了したので会議を閉じます。

決算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

本日はこれにて散会します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後4時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年11月4日

議長 平澤等

署名議員 藤谷容子

署名議員 福嶋豊

令和7年第3回せたな町議会定例会 第2号

令和7年9月24日（水曜日）

○議事日程（第2号）

- 1 諸般の報告
- 2 会期の延長

○出席議員（12名）

1番	石原	広務	君	2番	舛田	道廣	君
3番	藤谷	容子	君	4番	福嶋	豊	君
5番	横山	一康	君	6番	本多	浩	君
7番	橋本	一夫	君	8番	熊野	主税	君
9番	吉田	実	君	10番	大湯	圓郷	君
11番	菅原	義幸	君	12番	平澤	等	君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋	貞光	君
教育委員会教育長	小板橋	司	君
農業委員会会長	原田	喜博	君
選挙管理委員会委員長	大坪	觀誠	君
代表監査委員	残間	正	君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木	正則	君
総務課長	高橋	純	君
まちづくり推進課長	阪井	世紀	君
財政課長	佐藤	英美	君
税務課長	佐々木	正人	君
町民課長	濱口	善秋	君
福祉課長	中川	譲	君
健康推進課長	河原	泰平	君
農林水産課長	吉田	有哉	君

建設水道課長	平杉	大輔	君君
会計管理者	手尾	彰人	君君
国保病院事務局長	奥	清人	君君
総務課長補佐	中	裕也	君君
まちづくり推進課長補佐	長	康樹	君君
財政課長補佐	黒	解春	君君
税務課長補佐	栗	知美	君子
町民課長補佐	水	一京	君君
福祉課長補佐	今	萬樹	君君
福祉課長補佐	古	勇夫	君君
地域包括支援センター所長	垣	亞寿	君君
健康推進課長補佐	伊	利壽	君君
こども家庭センター副所長	鈴	哲珠	君君
農林水産課長補佐	稻	涼子	史君
建設水道課長補佐	小	洋史	平君
まちづくり推進課主幹	三	朱央	志君
税務課主幹	大	津枝	央君
町民課主幹	久	未枝	君君
地域包括支援センター副所長	斎	真未	君君
農林水産課主幹	撫	伯君	君君
農林水産課主幹	川	和君	君君
建設水道課長主幹	吉	佳隆	君君
建設水道課長主幹	大	也幸	君君
建設水道課長主幹	岡	二幸	君君
建設水道課長主幹	村	一大	君君
出納室主幹	竹	子貴	子君
総務係長	竹	希亞	希君
地域生活係長	栗	佑君	君君
広報統計係長	西	惇史	君君
商工労働観光係長	山	幸惠	君君
財政係長	高	英人	君君
環境衛生係長	原	直也	也君
障がい福祉係長	平	慎太郎	郎君
健康推進係長	干	美沙代	代君

子ども子育て支援係長 清 水 美 千 子 君
下 水 道 係 長 小 川 寛 雄 君

《瀬棚支所》

支 所 長 濱 登 幸 恵 君
養護老人ホーム三杉荘所長 西 田 良 子 君
次 長 山 本 亨 君
福 祉 係 長 稲 船 奈 穂 子 君

《大成支所》

支 所 長 浜 高 正 明 君
次 長 高 橋 真 一 君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 古 畑 英 規 君
次 長 齋 藤 哲 章 君
次 長 尾 野 真 也 君
主 幹 藤 谷 希 君
給食センター学校給食係長 伏 見 尚 志 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 小 林 和 仁 君
次 長 松 林 功 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長 高 橋 純 君
書 記 次 長 尾 野 裕 也 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 上 野 朋 広 君
次 長 松 原 孝 樹 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 上 野 朋 広 君
次 長 松 原 孝 樹 君
主 事 神 野 翔 亜 君

再開 午後 4 時 4 3 分

◎開議宣告

○議長（平澤 等君） 皆さんご苦労様です。

ただ今の出席議員は 12 名で定足数に達していますので定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第 1 諸般の報告

○議長（平澤 等君） 日程第 1、諸般の報告をいたします。

議会運営委員会から議会運営委員会の協議決定事項について報告がございます。

福嶋議会運営委員会委員長。

○4 番（福嶋 豊君） 先ほど開催した第 12 回議会運営委員会の協議結果について報告いたします。

協議内容については会期延長について協議いたしました。現在、決算審査特別委員会において銳意審議中でありますが本日で審議終了とならないことが見込まれること、また残余の議案を本会議最終日の日程としているため議事の進行の都合により、今定例会の会期を 10 月 1 日までの 7 日間延長することを決したところであります。

以上で議会運営委員会の報告といたします。

○議長（平澤 等君） 諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 会期の延長

○議長（平澤 等君） 日程第 2、会期の延長についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日までと議決されていますが、先ほどの議会運営委員会委員長の報告のとおり、議事進行の都合により 10 月 1 日までの 7 日間延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。したがって会期は 10 月 1 日までの 7 日間延長することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（平澤 等君） 以上で本日の議事は終了しましたので会議を閉じます。

決算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

本日はこれにて散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4 時 4 5 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年11月4日

議長 平澤等

署名議員 藤谷容子

署名議員 福嶋豊

令和7年第3回せたな町議会定例会 第3号

令和7年10月1日（水曜日）

○議事日程（第3号）

- 1 諸般の報告
- 2 せたな町議会決算審査特別委員会委員長報告
- 3 認定第 1号 令和6年度せたな町一般会計歳入歳出決算について
- 4 認定第 2号 令和6年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 5 認定第 3号 令和6年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 6 認定第 4号 令和6年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 7 認定第 5号 令和6年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について
- 8 認定第 6号 令和6年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算について
- 9 認定第 7号 令和6年度せたな町簡易水道事業会計歳入歳出決算について
- 10 認定第 8号 令和6年度せたな町下水道事業会計歳入歳出決算について
- 11 認定第 9号 令和6年度せたな町病院事業会計決算について
- 12 意見書案第1号 国土強靭化に資する道路の整備等に関する意見書
- 13 意見書案第2号 O T C類似薬の保険適用除外をおこなわないことを求める意見書
- 14 意見書案第3号 長距離ミサイルの配備を中止し、平和外交を求める意見書
- 15 意見書案第4号 ヒグマ被害緊急対策に関する意見書
- 16 発議第 1号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務継続調査の申し出について

○出席議員（12名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 石原 広務君 | 2番 棚田 道廣君 |
| 3番 藤谷 容子君 | 4番 福嶋 豊君 |
| 5番 横山 一康君 | 6番 本多 浩君 |
| 7番 橋本 一夫君 | 8番 熊野 主税君 |
| 9番 吉田 実君 | 10番 大湯 圓郷君 |
| 11番 菅原 義幸君 | 12番 平澤 等君 |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋 貞光君
教育委員会教育長	小板橋 司君
農業委員会会長	原田 喜博君

選挙管理委員会委員長 大坪 観誠君
代表監査委員 残間 正君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副 町 長	佐々木	正	則	君
総務課長	高橋		純	君
まちづくり推進課長	阪井	世	紀	君
財政課長	佐藤	英	美	君
税務課長	佐々木	正	人	君
町民課長	濱口	善	秋	君
福祉課長	中原		譲	君
健康推進課長	河原	泰	平	君
農林水産課長	吉田	有	哉	君
建設水道課長	平田	大	輔	君
会計管理者	杉村		彰	君
国保病院事務局長	手塚	清	人	君
総務課長補佐	尾野	裕	也	君
まちづくり推進課長補佐	奥村		樹	君
財政課長補佐	中長	大	春	君
税務課長補佐	黒澤	康	人	君
町民課長補佐	栗内	解	京	君
福祉課長補佐	長谷	美	樹	君
福祉課長補佐	栗水	知	一	君
地域包括支援センター所長	今古		萬	君
健康推進課長補佐	垣守	寿	寿	君
こども家庭センター副所長	伊藤	勇	夫	君
農林水産課長補佐	木	ア	吾	君
建設水道課長補佐	木	利	珠	君
まちづくり推進課主幹	船	哲	子	君
税務課主幹	小林	涼	史	君
町民課主幹	三浦	洋	平	君
地域包括支援センター副所長	大久保	朱	志	君
農林水産課主幹	齊藤	三津	央	君
		麻	枝	君
			未	君
			真	君

農林水産課主幹	撫養	和伯	君
建設水道課長主幹	川上	佳隆	君
建設水道課長主幹	吉田	一也	君
建設水道課長主幹	大野	秀幸	君
建設水道課長主幹	岡島	譲二	君
建設水道課長主幹	村井	貴大	君
建設水道課長主幹	竹内	亜希	君
出納室主幹	竹内	佑子	君
総務係長	栗城	惇史	君
地域生活係長	西田	幸恵	君
広報統計係長	山崎	英人	君
商工労働観光係長	高山	直也	君
財政係長	森田	幸宰	君
環境衛生係長	高原	田太郎	君
障がい福祉係長	平田	慎美	君
健康推進係長	千場	沙代	君
子ども子育て支援係長	清水	美千子	君
下水道係長	小川	寛雄	君

《瀬棚支所》

支所長	濱登	幸恵	君
養護老人ホーム三杉荘所長	西田	良子	君
次	山本	亨	君
福祉係長	稻船	奈穂子	君

《大成支所》

支所長	浜高	正明	君
次長	高橋	真一	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	古畑	英規	君
次長	斎藤	哲章	君
次長	尾野	眞也	君
主幹	藤谷	希志	君
給食センター学校給食係長	伏見	尚志	君

(3) 農業委員会会长の委任を受けて出席する説明員

事務局長	小林	和仁	君
次長	松林	功	君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記長 高橋純君
書記次長 尾野裕也君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局長 上野朋広君
次長 松原孝樹君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局長 上野朋広君
次長 松原孝樹君
主任 事務官 神野翔亞君

再開 午前 11 時 00 分

◎開議宣告

○議長（平澤 等君） 皆さんおはようございます。

ただ今の出席議員 12 名で定足数に達していますので定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（平澤 等君） 日程第1、諸般の報告はお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第2 決算審査特別委員会委員長報告

○議長（平澤 等君） 日程第4、せたな町議会決算審査特別委員会に付託した認定第1号から第9号までの認定議案審議について特別委員会委員長の報告を求めます。

本多決算審査特別委員会委員長。

○6番（本多 浩君） ただいま議題になっております決算審査特別委員会に付託されました令和6年度せたな町各会計歳入歳出決算認定第1号から認定第9号までの審査結果をご報告いたします。当特別委員会は、議長及び議会選出監査委員を除く全議員で構成し9月18日に設置され、委員長に私、本多浩、副委員長に石原広務委員を選任しました。9月19日に再開し以降28日まで各会計歳入歳出決算書及び附属書類について説明を受け質疑を行い、慎重かつ精力的に審査したものです。その結果、当特別委員会は認定第1号から認定第9号までの各会計すべて認定すべきものと決定いたしました。

議長に進言いたします。審査は十分に尽くされており認定第1号から認定第9号までの各会計決算認定については質疑を省略し、討論、採決に入られることを進言してせたな町議会決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（平澤 等君） ただいまの委員長報告は全9議案全て認定すべきものと決したとするものでございます。また決算審査特別委員会は議長と議会選出の監査委員を除く全議員で構成であり、特別委員会での審査は十分に尽くされているので質疑を省略し、討論、採決に入られるようとの進言がございました。

お諮りいたします。

委員長の進言どおり取り進めていきたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認め、委員長の進言どおり質疑を省略し、直ちに討論、採決に入ることに決しました。

◎日程第3 認定第1号

○議長（平澤 等君） 日程第3、認定第1号令和6年度せたな町一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより討論を許します。

石原議員。

○1番（石原広務君） 私は令和6年度せたな町一般会計、歳入歳出決算について反対の立場で討論いたします。令和6年度決算審査の質疑を聞く中で財政状況が深刻になっているとの危機感を改めて認識する事態だと考えさせられました。これまでの高橋町長による箱物政策が最大の要因であり、この先の町政運営にも影響してしまいかねません。合併した町せたな町、高橋町長の下での20年間は高齢化が進み、少子化、人口減は止められませんでした。保身のためだけが目的の町政の私物化、町長の権限を悪用し自治法違反を犯してまでの専決処分を強行し、自身が役員の立場についていた法人のみに1億5,000万円の補助金をぶち込む暴挙は決して許される所業ではありません。町として欠かしてはならない漁業、農業をはじめとする産業振興や取り組むべき福祉政策などへも真剣に考える姿勢は任期最後まで見えませんでした。未来のまちづくりは、このぼろぼろにされた20年間を立て直し、取り戻すには大きく変化をさせなければならなくなつたのは紛れもない現実です。6年度決算に限らずこの20年間全般に対し承認できないとの考え方を示した上で令和6年度決算に反対します。

○議長（平澤 等君） 続いて賛成討論を許します。

桙田議員。

○2番（桙田道廣君） 賛成の立場で討論をさせていただきます。その前に高橋町長には20年の長きにわたりまして町政の先頭に立ちいただきましたことお礼を申し上げたいと思います。また私自身10年間議員として務めさせていただいておりますけれども、町長がその席にお座りいただいていることごくごく自然なことであり、今最後の日を迎えるということに一抹の寂しさを感じているところでございます。本当に長い間ありがとうございました。

それでは討論のほうに入らせていただきます。決算審査特別委員会において各事業の進捗状況や結果について各担当者から説明を受け終始活発な議論がなされました。現在、財政状況が厳しい中、さらには温暖化、社会情勢の悪化による物価上昇が続く中、各種産業の支援強化をし町民の生活安定の支援をしてきたものと考えます。農業においては、スマート農業技術搭載機器の導入支援や生産振興活動の支援、畜産では畜産飼料高騰対策、生乳輸送激変緩和事業の支援、林業の森林活性化間伐材等搬出支援事業、水産業では燃油高騰対策や水産物生産向上事業などに支援、商工業では町内事業者の支援を目的として全町民に生活応援商品券を配布し、町内循環型の経済対策を実施しました。このほかにも様々な支援や補助事業を行うことで町民の安心と生活の安定に寄与したものと考えます。また今後においては、ますます財政状況が厳しさを増す中、事業や制度の見直し、行財政の効率化を進め自主財源の確保に一層の努力を望むとともに、今後の重要課題に取り組むべきと考えますが、全体として6年度の一般会計決算は町民の生活を守り、地域の活性化に貢献するものであり賛成をもって可決すべきと考えます。

以上。

○議長（平澤 等君） 続いて反対討論を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 反対討論に先を立って一言申し上げます。ユーチューブの決算審査特別委員会の議会中継の視聴回数であります。8月24日の決算委員会の視聴数は3,920回、28日の決算委員会は3,190回を超えております。3,000回を超えたのは24日が過去初めてであり、せたな町の議会は今、町内外の注目を浴びていることを申し上げたいと思います。次に視聴した方からたくさんの方の感想を頂戴しておりますが、1つ2つ紹介をさせていただきます。高橋町長酷すぎる。晩節を汚すとはこういうことか。勉強不足も甚だしい。もう一つです。議会のユーチューブを見ていると腹が立って我慢なりません。なぜこんな人物が20年も町長を続けてきたのでしょうか。こういう感想が寄せられております。私は5期20年間、高橋町政を見続けてきましたが、特に後半の3期12年間は黒歴史のオンパレードであります。過去53年間、直接議会の場でやりとりした北部檜山4町の町長14人の中で唯一評価するに値しないと言わざるを得ないことは大変残念であります。

それでは町長が集大成とした令和6年度せたな町一般会計歳入歳出決算について反対討論を行いたいと思います。反対理由の第1は箱物主義による財政悪化であります。歳出総額97億1,011万2,716円に達する令和6年度せたな町一般会計は一本化算定以降、硬直化の一途をたどっており極めて憂慮すべき段階を迎えております。特に実質単年度収支は、令和3年度1億5,813万2,000円、令和4年度3億1,537万6,000円、令和5年度1億5,207万1,000円であり億単位の赤字収支が連綿として続いております。この数字は高橋町長が実績宣伝している財政健全化なるものが明らかに事実と相違することを示すものであります。その原因は長年にわたって箱物政策を続けてきたことによるものであります。4年前の町長選挙で発表した160億円を超える40の事業の中には、内田町長時代の実績や不要不急の事業も含まれております。さらに平成24年度以降に実施した8億9,000万の町有施設の解体事業には急がずに済む事業も含まれております。最近も農協合併による統合事務所改築に1億4,000万円、ホテル長寿命化計画に3億円を投入している一方で、約4億円の洋上風車の撤去費用も重くのしかかっております。さらに病院建設基金の準備もない中で今後予定される約27億円超と見られる新病院建設費の捻出も極めて困難であります。

反対する第2の理由は福祉や暮らし、教育予算には驚くほど後ろ向きだということです。それを示す事実は5年間も放置した小学校修学旅行貸切バス料金支援や新チャレンジ事業、長年据え置いてきた出生祝金、見向きもしないハイヤーチケット交付、買物支援、北檜山区町なかバス事業、町営住宅入居時の連帯保証人の制度の廃止、介護サービス事業持続化支援金導入、消極的なサケ被害支援事業など枚挙にいとまがありません。

反対する第3の理由は、法律や条例違反、不適切行為の放置であります。町長が役員をしていました高橋畜産に対するクラスター事業補助金1億5,000万円の地方自治法違反の支出をいまだに認めず情報の公開にすら応じておりません。疑う余地のない横領事件もいまだに認めず公開すべき情報も秘匿しています。また買収しないままに地権者の了解をとらずに町道に認定し、改良

工事まで終えた町道山麓通線の違法性を認めず20年間未解決のまま放置しています。衛生センター組合組合長職務においては、不燃物の処理問題で虚偽答弁を行って問責決議を受けただけでなく、同一職員の複数回にわたる飲酒上の傷害事件やパワハラ行為を放置する重大な失点を重ねております。社会福祉協議会運営事業補助金の不適切使用を見逃した上、発覚後も何の指摘も返還措置もとらず、寄附米の適正処理や補助金適正化、社協健全化について町長は責任ある対応をしませんでした。当初逃げ回っていた寄附行為に関する町長の公選法違反は醜悪であり事実上の引責問題に発展いたしました。町長の違法行為もここに極まったと言わざるを得ない令和6年度の出来事であります。

反対する第4の理由は、根深い議会軽視と議会との対立です。単純な質疑に対して明確な答弁ができないために頻繁に答弁調整を行い論点のすり替えや虚偽答弁を行い、それを正すための会議録精査が行われるなど町長の責任による議会審議の空転、日程の長期化が顕著になりました。2年間行った海外視察などに見られるように町長職務優先による議会日程の確保困難による遅延、審議未了の案件が少なからず発生いたしました。虚偽答弁やすり替え答弁の責任を問う問責決議、町条例に基づく情報公開を求める全会一致の問責決議など事実上、町長に対する不信任決議も採択されました。

反対理由の5つ目は、限度を超える町職員の定年前退職問題であります。高橋町政におけるガバナンスの崩壊の象徴であります。住む勤務医の退職も後を絶たず、大成、瀬棚両診療所の機能も悲惨な状況に陥りました。非核平和宣言のまちづくり政策や憲法9条に関する見解についても全く不明瞭であります。以上5点にわたり反対理由を申し上げました。次期町長には、これまでの黒歴史と明確に区別してポテンシャルあふれる豊かなせたな町の自然を大いに活用して行財政等に持続可能な希望あるまちづくりに取り組まれることを期待いたしまして討論を終わります。

以上です。

○議長（平澤 等君） 続いて賛成討論を許します。

横山議員。

○5番（横山一康君） 認定第1号令和6年度せたな町一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論を行います。令和6年度は新規事業として、スマート農業支援事業、水産物生産向上事業、次世代型店舗づくり事業、高性能林業機械導入支援事業などを実施し町民の福祉向上のために町は努めてまいりました。令和6年度一般会計の歳入歳出差引額は3億6, 403万8, 501円で実質収支額は3億3, 530万4, 501円となり、基金繰入金は1億7, 530万4, 501円になりました。財政指標等については、経常収支比率が1. 6ポイント上昇して87. 6%、公債費負担比率が0. 1ポイント上昇して14. 7%となり、依然交付税などの依存財源の比率が高い上に経常経費が高止まりしており財政の硬直化がさらに進んでおります。これらを踏まえ決算審査特別委員会において議論されたことをもとに以下の7点の要望事項を述べさせていただきたいと思います。

1、ふるさと応援寄附金について、ふるさと応援寄附金については、当初予算額と決算額に大きな乖離があります。ふるさと応援寄附金に関しては様々な考え方がありますが、町は自主財源

の一つとしていますので、その実施に当たっては制度の趣旨を常に鑑み、業務代行業者、農業者などの返礼品納品業者等のさらなる連携強化を図り自主財源の確保と地域振興の両方の観点の取り組みを求めます。

2、産業等活性化補助金について、令和2年から令和6年までの5年計画で実施した本事業の成果は一定程度あったと評価しています。しかし本事業のうち雇用奨励補助金は5年間で3,500万円の実績がありますが、新規起業者応援補助金、新規事業補助金の実績はそれぞれ219万1,000円、428万3,000円と雇用奨励補助金との間に大きな偏りがあります。本事業は令和7年度から5年間延長されていますので事業目的と補助金執行の偏在を精査し事業目的に合った支出の検討を求めます。

3、社会福祉協議会運営補助金について、この補助金については令和4年から予算審査、決算審査特別委員会の質疑のほか社協特別委員会、政策審査特別委員会等でも調査がされています。今回の決算審査特別委員会でも補助金の使途や運営状況等の事務取扱で好ましくない執行状況が明らかになり町側からは今後指導するとの答弁がありました。社会福祉協議会は高齢化が進む我が町にとって不可欠の組織で毎年多額の運営補助金を支出しているので、これまで以上に厳正に強く指導するよう求めます。

4、病院事業会計への繰出金について、令和6年度病院事業会計への一般会計からの繰出金は5億3,814万5,000円となり過去最高水準に迫る勢いとなっています。1病院2診療所体制を維持するには医師、医療スタッフの確保、医療費用の増加などたくさんの課題がありますが、町民の命と健康を守る要の施設ですので健全な経営を求めます。

5、スマート農業支援事業、水産物生産向上事業、次世代型店舗づくり事業について、令和6年度から始まった新規事業ですが増額補正した事業があれば大幅に減額補正した事業もあります。事業開始初年度からこのような状態だということは事業の制度設計に課題があることも考えられますので、早期に現状分析し課題の解決を求めます。

6、財政構造について、我が町は実質収支では赤字を出すことはありませんが、財政調整基金の取崩しなどを除いた実質単年度収支は平成29年から8年連続の赤字となっています。また令和6年度の財政調整基金の取崩しは3億1,385万5,000円となっており過去5年間で最大の取崩し額となっています。このことは赤字体質を基金の取崩しでしのいでいる財政構造だと私は捉えております。この状況を先延ばしすることは急激な町民サービスの低下をもたらすおそれがあるので早急にこの財政構造を分析し改善策を立てる必要があると考えます。

7、北部桧山衛生センター組合について、北部桧山衛生センターは一部事務組合であり、本来、組合、組合議会に置いて山積する課題に対処していただくことが第一ですが、しかし昨年も決算審査特別委員会で指摘させていただいた課題の解決に至っていない状況が明らかになりました。毎年多額の負担金を支出していますので早期の抜本的な課題解決を強く求めます。物価高騰が常態化しており財政の健全化と町民生活の下支えをする財政出動の両面を意識したバランス感覚のある行財政運営を強く求め賛成討論といたします。

最後に合併したせたな町の非常に難しいかじ取りを20年間にわたって、担われてきた高橋貞

光町長とそれを支えてこられた奥様、そしてご家族の皆さんのお札をねぎらい感謝と敬意を表し私の発言を終わります。

以上です。

○議長（平澤 等君） 続いて反対討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより認定第1号について起立により採決いたします。

委員長報告は認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立する者あり）

○議長（平澤 等君） 起立多数です。

よって、認定第1号は認定することに決しました。

◎日程第4 認定第2号

○議長（平澤 等君） 日程第4、認定第2号令和6年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

認定第2号の委員長報告は認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって認定第2号令和6年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

◎日程第5 認定第3号

○議長（平澤 等君） 日程第5、認定第3号令和6年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

認定第2号の委員長報告は認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号令和6年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

◎日程第6 認定第4号

○議長（平澤 等君） 日程第6、認定第4号令和6年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

認定第4号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号令和6年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

◎日程第7 認定第5号

○議長（平澤 等君） 日程第7、認定第5号令和6年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

認定第5号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、認定第5号令和6年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

◎日程第8 認定第6号

○議長（平澤 等君） 日程第8、認定第6号令和6年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳

出決算について討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

認定第6号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、認定第6号令和6年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

◎日程第9 認定第7号

○議長（平澤 等君） 日程第9、認定第7号令和6年度せたな町簡易水道事業会計歳入歳出決算について討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

認定第7号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、認定第7号令和6年度せたな町簡易水道事業会計決算は認定することに決しました。

◎日程第10 認定第8号

○議長（平澤 等君） 日程第10、認定第8号令和6年度せたな町公共下水道事業会計歳入歳出決算について討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

認定第8号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、認定第8号令和6年度せたな町下水道事業会計決算は認定することに決しました。

◎日程第11 認定第9号

○議長（平澤 等君） 日程第11、認定第9号令和6年度せたな町病院事業会計決算について討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第9号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、認定第9号令和6年度せたな町病院事業会計決算は認定することに決しました。

◎日程第12 意見書案第1号

○議長（平澤 等君） 日程第12、意見書案第1号国土強靭化に資する道路の整備等に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本多浩議員。

○6番（本多 浩君） ただいま上程されました意見書案第1号についての提案理由を申し上げます。

本道は、豊かな自然と広大な土地、豊富な再生可能エネルギーをはじめ自然や文化を生かした魅力的で質の高い観光資源など多くのポテンシャルを有しており、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指しています。しかしながら本道の道路を取り巻く環境は自然災害による交通障害や道路施設の老朽化など多くの課題を抱えており、高規格道路や市町村道に至る道路網の整備、安定した除排雪体制の確保などこれらに伴う長期安定的な予算確保が必要不可欠であります。こうした背景から国土強靭化の取り組みを一層推進するため6つの項目について特段の措置を講じていただくよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規程に基づき提出します。

議員各位の賛同よろしくお願ひいたします。

（「よし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

意見書案第1号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

意見書案第1号は原案のとおり決し関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第13 意見書案第2号

○議長（平澤 等君） 日程第13、意見書案第2号OTC類似薬の保険適用除外をおわないことを求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤谷容子議員。

○3番（藤谷容子君） 意見書案第2号の提案理由を申し上げます。政府は経済財政運営と改革の基本方針2025において、現役世代の保険料負担を軽減するためとして、OTC類似薬、市販薬と同等の効能・効果が期待される医療用医薬品です。の保険給付の在り方の見直しを盛り込みました。OTC類似薬の保険適用外が行われると医師の診断ではなく患者の自己判断で市販薬を使用することが増え、適切な治療を受けられずに重篤化することへの懸念が医師などからも指摘されています。また薬代の負担が大幅となり治療が継続できない事態が起きかねないと難病患者の家族や日本アトピー協会などから保険適用の継続が求められています。せたな町では18歳未満の医療費無償化に取り組んでいます。これまで助成制度の対象になっていた処方薬がOTC類似薬の保険適用除外によって市販薬を購入せざるをえないようになれば子育て世帯にとって大幅な負担増になります。国民の2人に1人が罹患していると言われている花粉症の患者や1,000万人を超えている変形性膝関節症の患者など広範な患者の負担増にもなりかねません。よって、政府は医療費削減ありきではなく、すべての国民が必要な医療を受けることができるようOTC類似薬の保険適用除外を進めないことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

議員各位の賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

意見書案第2号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

意見書案第2号を原案のとおり決し関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第14 意見書案第3号

○議長（平澤 等君） 日程第14、意見書案第3号長距離ミサイルの配備を中止し平和外交を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） 意見書案第3号長距離ミサイルの配備を中止し平和外交を求める意見書を提案いたします。防衛省は8月29日、敵の射程外から攻撃する国際の長距離ミサイル、スタンドオフミサイルを2026年度に陸上自衛隊富良野駐屯地、上川管内富良野駐屯地に配備すると発表し道外5箇所にも順次配備することを明らかにしました。配備するのは、島嶼防衛高速滑空弾と12式地対艦誘導弾の能力向上型の2種類であり、射程距離は高速滑空弾が500から900キロ、12式能力向上型は約1,000キロとみられています。いずれも中国を念頭に置いた南西地域の防衛力強化の一環であり日本は敵基地攻撃能力（反撃能力）を初めて持つことになります。既に政府は2022年策定の安全保障関連3文書に敵基地攻撃能力とスタンドオフミサイルの保有を明記していますが、これは憲法第9条に基づく専守防衛に明らかに反するものです。一旦有事になった場合は配備されたミサイル基地が相手国からの攻撃目標にされることは不可避であり我が国が危険にさらされることになります。道内への配置はロシアをも刺激し周辺地域の緊張を高める要因になりかねません。防衛省は来年度の概算要求で8兆8,454億円を要求し防衛予算の過去最多を12年連続で更新しました。安保3文書では27年度には軍事費と関連予算を合わせてGDP費2%にすることを求めており、トランプ政権は日本に対して防衛費をGDP費3.5%、単年度で20兆円にすることを要求しています。これでは福祉、教育、農漁業、中小企業予算は縮小の一途をたどり国民生活が大きく損なわれることになります。したがって、せたな町議会は政府に対し他国からの報復攻撃を招く長距離ミサイルの配備を中止し、憲法第9条を生かした平和外交で東アジアに平和を築くことを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

皆さんのご賛同をよろしくお願い申し上げます。

(「よし」という者あり)

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

熊野議員。

○ 8 番 (熊野主税君) 反対討論いたします。日本を取り巻く国際情勢は複雑かつ変化の激しい状況にあります。日本はこうした環境下で、日米同盟を基軸に日米韓連携や自由で開かれた国際秩序の維持、評価を通じて経済的な繁栄と国民の安全を守るための国際協力への貢献と国際社会と共に向き合う姿勢を追求しております。激動する国際情勢の下で我が国が自衛強化し、しかるべき防衛機能を配備することは戦争、紛争を未然に防ぐためのものであり憲法に明記されている専守防衛の範囲内であると考えます。ロシア、中国と距離の近い北海道にとって安心、安全を担保するために必要な処置であると考えます。

以上のことから本意見書案に反対討論といたします。

○議長 (平澤 等君) 次に賛成討論を許します。

藤谷議員。

○ 3 番 (藤谷容子君) 意見書に賛成の立場で発言します。まず軍事対軍事ではそれはどんどんエスカレートして安心は得られません。長距離ミサイルの配備は憲法違反の敵基地攻撃能力につながり日本が他国に脅威を与える軍事大国になっていきます。東アジアの軍事緊張をますます高めます。自衛隊に他国領域にある攻撃目標の情報を独自に収集する能力はなく、それは米軍頼みになります。米軍が海外で始めた戦争に自衛隊が参戦し米軍の式で他国にミサイルを打ち込むということになりかねません。その結果は日本に対する他国からの報復攻撃です。日中間には互いに脅威とならないとする首脳間の合意があります。中国による力を背景にした現状変更の動きが許されないのは当然ですが、日本は米国の対中国軍事戦略につき従い軍拡につき進むのはやめるべきです。ミサイル配備の計画が伝えられた熊本では住宅地のど真ん中に駐屯地があります。住民から相手国の標的になるのではと不安と怒りが広がっています。せたな町ならどうでしょうか。ほかの自治体ならいいのでしょうか。非核平和のまち宣言をしているせたな町です。自由で平和な社会と世界の恒久平和が達成されることを願うのであれば平和外交しかあり得ません。よってこの意見書に賛成します。

○議長 (平澤 等君) 次に反対討論を許します。

橋本議員。

○ 7 番 (橋本一夫君) 反対の意見を述べさせていただきます。ロシアは北欧のN A T O 加盟国に対しドローンでの越境偵察を行いました。そのことから我が国周辺においては中国、ロシア、北朝鮮の核保有国が存在し今までの予算要求と違い防衛予算を増額し国土を守り、国民生活を守ることが必要であることから反対します。

○議長 (平澤 等君) 次に賛成討論を許します。

横山議員。

○ 5 番 (横山一康君) 賛成討論をさせていただきます。我が町は平成 19 年 4 月に非核平和のまちを宣言し、非核 3 原則の堅持と自由で平和な社会と世界の恒久平和の達成を希求しています。この宣言をした我が町にとって相手国の中を攻撃する能力のあるミサイルを配備することを容認することはこの宣言の趣旨に反することとなります。確かに現在の国際情勢、とりわけ我が国

周辺には派遣的な国家や度重なるミサイルを発射する国家があり緊迫した状況です。このような状況下で抑止力の強化が安全保障に資するという考え方もありますが、抑止論には自国が抑止力を高めれば相手国もさらに軍配を増強しとめどない軍拡競争に陥る危険があります。今、世界ではロシアのウクライナ侵攻やイスラエルのガザ侵攻など戦いは止むことがありません。そこでは毎日のように子供を含む多くの市民が犠牲となっており目を覆いたくなる惨状です。このようなときだからこそ我が国が誇る憲法9条の精神をかみしめて平和的手段で問題を解決することが極めて重要だと考えます。このような理由をもってこの意見書に賛成いたします。

○議長（平澤 等君） 続いて反対討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより本案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立する者あり）

○議長（平澤 等君） 賛成多数です。

よって本案は原案のとおり可決されました。関係機関に送付することに決定いたします。

◎日程第15 意見書案第4号

○議長（平澤 等君） 日程第15、意見書案第4号ヒグマ被害緊急対策に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） 意見書案第4号ヒグマ被害緊急対策に関する意見書を提出いたします。

提案に入る前に一言申し上げます。つい先日の環境省の発表によりますと、これまで熊に襲われて死亡した人は5人、けがをした人は64人に上っており北海道各地にヒグマが頻繁に出没しているということあります。それからもう1点、明日、明後日3日ですが、道議会でも同様の趣旨のヒグマ対策に対する意見書が提出されることになっております。それらを踏まえてよろしくご判断をお願い申し上げたいと思います。提案いたします。

北海道内でヒグマの出没が相次ぐ中、鳥獣保護管理法が改正され市街地での駆除を目的とした緊急銃猟が9月1日から可能になりました。これまで市街地での猟銃駆除は警察官職務執行法に基づき警察官がハンターに発砲命令を出していましたが、必要最小限の措置という定めがあり時間が掛かるケースも起きていました。緊急銃猟は市街地で猟銃駆除を可能とする初めての制度ですが、①市街地周辺に侵入したかそのおそれのあること、②発砲以外での迅速な駆除が困難なこと等の条件を満たす場合に市町村の判断でハンターに猟銃による駆除を委託できるというものです。環境省の指針では発砲時の跳弾による事故防止のため市町村は事前の避難誘導や交通規制等の安全策を講ずること、銃弾を止める斜面がある状態で発砲することなどが定められており警察

との連携も大きな課題になっています。またハンターは3年以内に捕獲経験があるという要件を満たす必要があり高齢化や要員不足という課題を抱え、自治体側に専門知識を持った職員が少ないなどの問題があります。さらに責任を自治体が負わなければならないことやハンター自身が被害に遭った場合の補償の仕組みがないことなどハンター側の懸念も極めて深刻です。

以上のことから政府に対し下記の事項を要求いたします。記1、猟友会は本来狩猟を趣味とする人たちの団体であることから危険業務協力者が被害に遭った場合の補償の仕組みを明確にすること。

2、自治体による24時間体制のパトロール、衝撃帶づくりのための草刈り事業、危険業務協力者への被害補償、銃弾で建物などに損害が出た場合の補償などヒグマ被害緊急防止対策を実効性のあるものとするための支援措置を早急に構築すること。

3、環境省の指針でも明らかなとおり、まち中に出没したクマは本来公的な存在により対応されるべきものであり、公的機関の駆除体制を確立強化するために鳥獣被害防止総合対策交付金を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

皆さんのご賛同をよろしくお願い申し上げます。

(「よし」という者あり)

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

意見書案第4号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

意見書案第4号は原案のとおり決し関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第16 発議第1号

○議長（平澤 等君） 日程第16、発議第1号三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり議会閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（平澤 等君） 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することに決しました。

◎閉議宣言

○議長（平澤 等君） 以上で今定例会に付議されたすべての事件の審議は終了した。

○1番（石原広務君） 議事進行。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 申し訳ないです。このあと議長、議会改革に関連する申入れを私から正副議長にいたしたいので、この場で了承いただき副議長にも打診をいただければと思います。

○議長（平澤 等君） 石原議員に申し上げます。議会終わってからでよろしいですか。

○1番（石原広務君） はい。

○議長（平澤 等君） わかりました。

ここで町長より発言が求められておりますのでこれを許します。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 議会最後、貴重な時間をいただきましたこと誠にありがとうございます。せたな町は平成17年9月1日、旧北檜山、瀬棚、大成の3つの町が合併をして誕生いたしました。私はその初代町長として20年、町の発展と住民の安心、安全を第1に考え町政に取り組んでまいりました。最後の定例会に出席をして感慨深いものがございます。これまで支えてくださいました多くの議員の皆様、行政委員の皆様、職員の皆様、そして町民の皆様に心から感謝を申し上げます。振り返りますとこの20年、皆様のおかげであつという間の本当に充実した期間であり、多くの改革とともに強いせたな町愛をもって町政の振興発展に取り組むことができました。それら一つ、一つに忘れることのできないドラマがあり全ていい思いでとなって達成感を感じているところであります。せたな町は大きな可能性を持っております。この町の未来は若い人々の発想や行動、そして地域の連携の先に未来があると考えております。これからは新町長の下でのせたな町のさらなる発展を応援いたしますとともに、地域の力と新たな価値の創造によるまちづくりを見守ってまいりたいと考えております。

最後に20年間にわたり町民の皆さんにご支援を賜り、無事任期を終えることができましたこと何物にもかえがたい最大の喜びと感じております。

ここに改めて心から深く感謝申し上げお礼の言葉とさせていただきます。

長い間、本当にありがとうございました。

○議長（平澤 等君） 以上で会議を閉じます。

◎閉会宣言

○議長（平澤 等君） これをもって令和6年第3回せたな町議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたって大変ご苦労さまでした。

閉会 午後0時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年11月4日

議長 平澤等

署名議員 藤谷容子

署名議員 福嶋豊